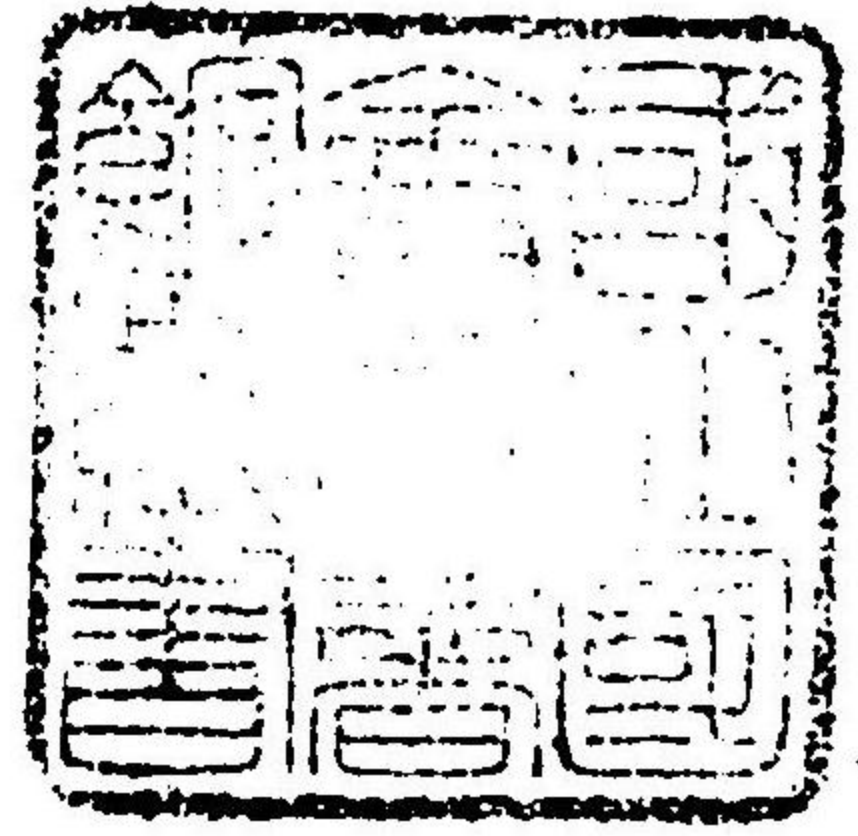


朱
舜
水

289.2.Sy 98650

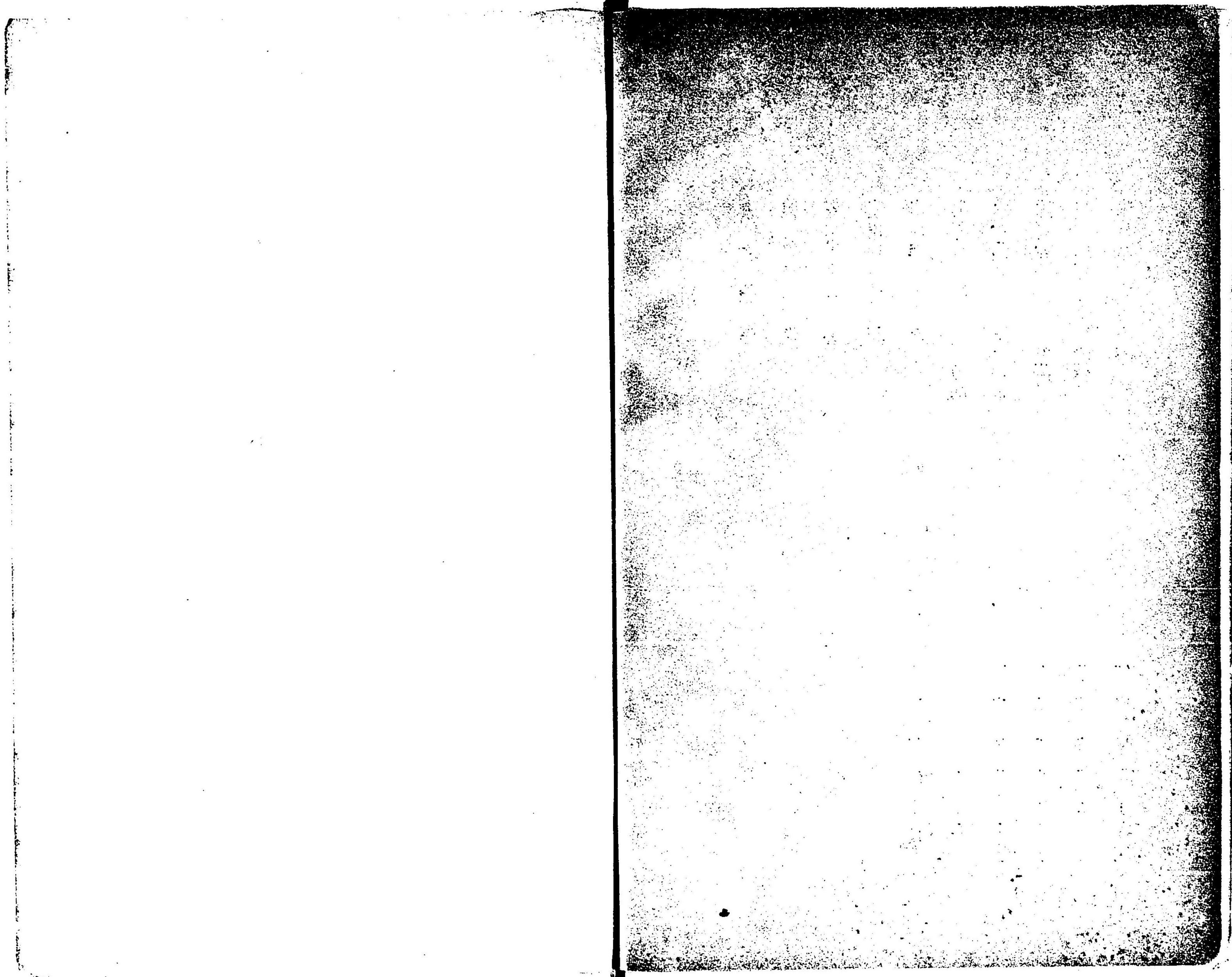


目次

朱之瑜像	
德川光圀像	
安東守約書	
湊川碑及碑陰記	
一 湊川碑と朱舜水	侯爵德川頼倫……………一頁
一 朱舜水と第一高等學校	伯爵德川達孝……………九一六
一 水戸義公の賓師朱舜水	國府種徳……………一七三
一 朱舜水の學風と精神	稻葉君山……………三四五
一 時代思潮と湊川建碑	後藤肅堂……………五二八
一 朱舜水と安東省庵	國府屏東……………八九一〇四



306950



朱之瑜像



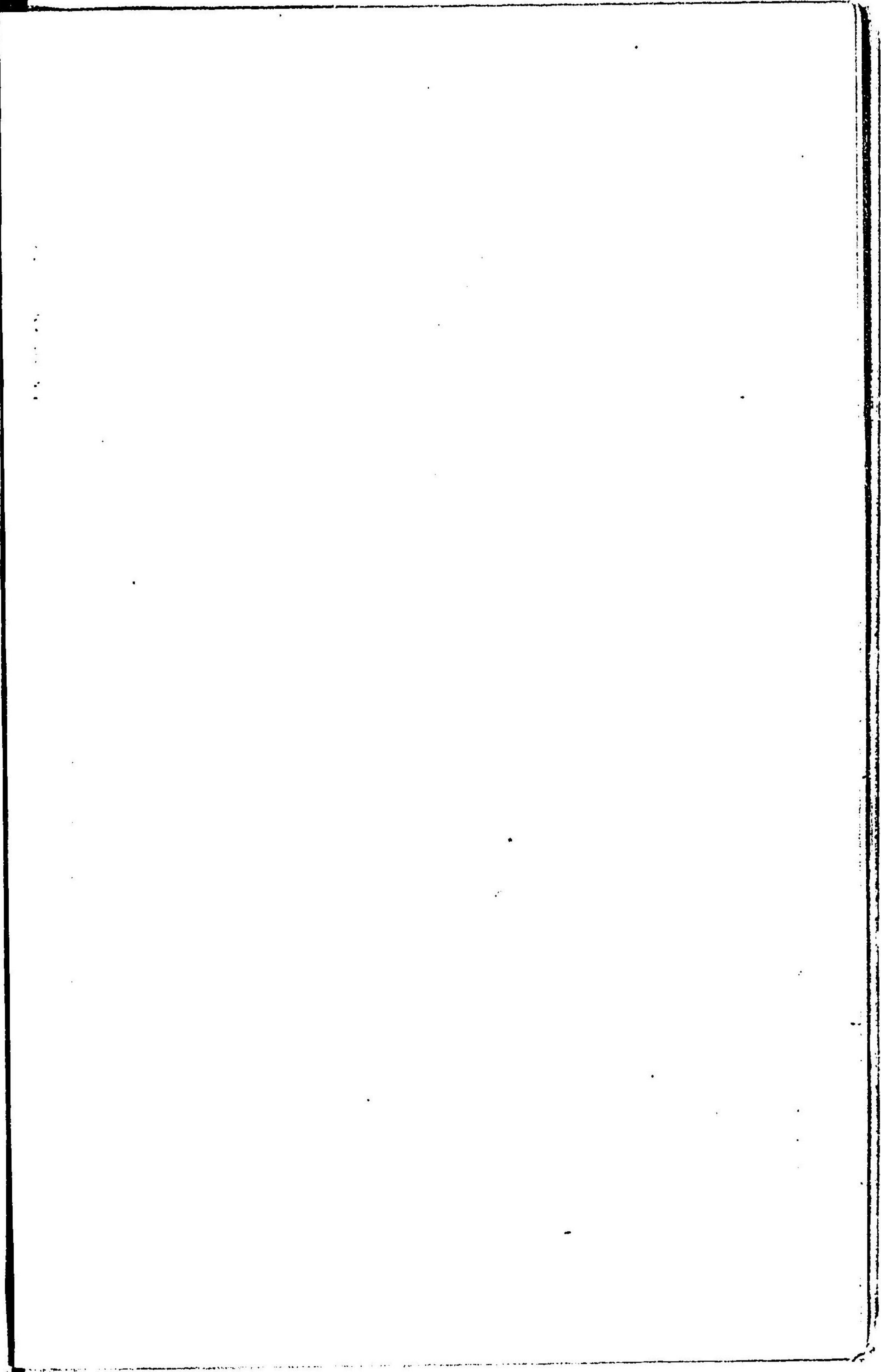
侯爵德川團順君藏

徳川光圀像



侯爵徳川圀順君藏

1870

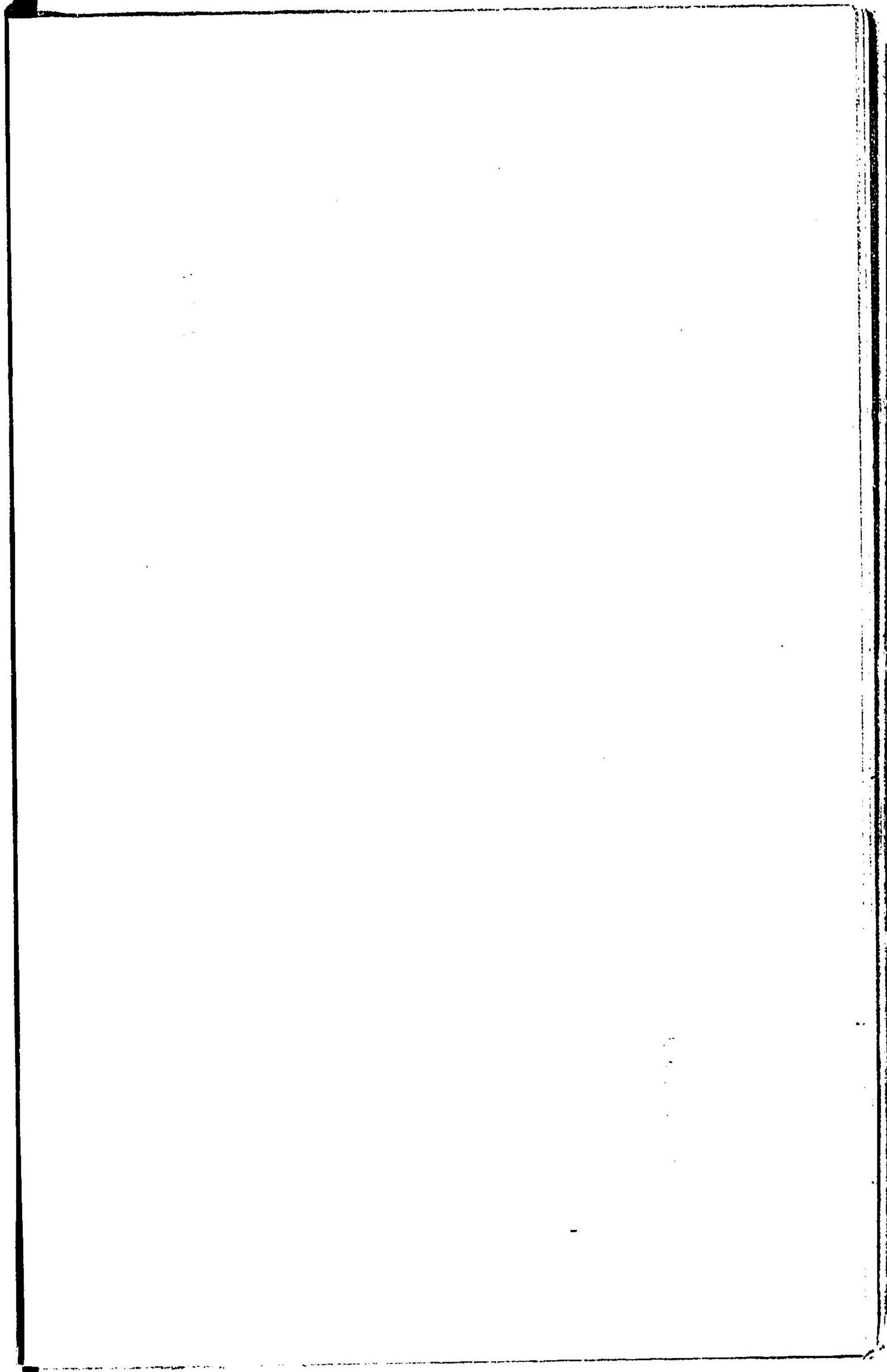


安東守約筆

者不急迫之謂五傷人道
之要何急如之然舜教在
寬
寬可見仁政在也

1870

1870



楠公碑陰記

忠孝著乎天下。日月麗乎天。天地無日月。則晦蒙否塞。人心廢忠孝。則亂賊相尋。乾坤反覆。余聞楠公諱正成者。忠勇節烈。國士無雙。菟其行事。不可概見。大抵公之用兵。審強弱之勢於幾先。決成敗之機於呼吸。知人善任。體士推誠。是以謀無不中。而戰無不克。誓心天地。金石不渝。不爲利回。不爲害怵。故能興復王室。還於舊都。諺曰。前門拒狼。後門進虎。廟謨不臧。元兇接踵。構殺國儲。傾移鐘簴。功垂成而震主。策雖善而弗庸。自古未有元帥妒前。庸臣專斷。而大將能立功於外者。卒之以身許國。之死靡他。觀其臨終訓子。從容就義。託孤寄命。言不及私。自非精忠貫日。能如是整而暇乎。父子兄弟。世篤忠貞。節孝萃於一門。盛矣哉。至今王公大人。以及里巷之士。交口而誦說之不衰。其必有大過人者。惜乎載筆者。無所考信。不能發揚其盛美大德耳。

右故河攝泉三州守贈正三位左近衛中將楠公贊。明徵士舜水朱之瑜字魯璣之所撰。勒代碑文。以垂不朽。

朱 舜 水

朱 舜 水 記 念 會 編

湊川碑と朱舜水

侯爵 徳川 頼 倫

楠公が「七たび人間に生れて此賊を滅さん」と申された弟の正季と刺し違へて歿せられました、
壯烈無比の遺蹟が、即ち今の別格官幣社であります湊川神社の立つて居る所のごさいます。湊
川神社と申せば、何方でも水戸義公光圀卿の建てられました、有名な「嗚呼忠臣楠子之墓」の石碑
が、そこに在ることを御存ない方はありますまいと考へます。其湊川碑の碑陰には、楠公賛と申す
ものを鐫り付けてあります。其作者は誰れでありませう。即ち明の徴君で、今から二百五十年前に、
我日本へ歸化致しまして、光圀卿の賓師となられた朱舜水先生其人でございます。
舜水先生と申せば、屹度直ちに湊川の碑が聯想されるのでございます。湊川の碑と申せば、又必

らす直ちに義公と舜水先生とが、同時に聯想されるのでございます。ですから湊川碑と舜水先生の楠公賛といふものが、我邦の人心に最も深い至大の感動を興へて居るのでございます。随つて我邦の存せん限り、決して動くことなき湊川の碑、その碑の存せん限り、舜水先生の名は忘れられない次第でございます。それで此湊川碑と舜水先生との事に就きまして、少しく承知致して居ります事共の一つ二つを、御参考までに御話致します。

二

舜水先生の我邦に來られたのは、初めから我邦に招聘せられたのでもなく、又た初めから我邦の文教に、あのやうな貢獻をしようといふ考へがあつた譯でもございません。然るに我邦に來られてから、偶然にも筑後柳川の學者、安東省庵先生と相知ることになつて、非常な親切を受けて居られる内に、水戸義公に知られましたので、遂に公に請せられまして、それから師弟の關係を結ばれたのでございます。そうして其交といふものも、恰かも水魚のやうな間柄で、所謂「同心の交、其臭蘭の如し」といふやうな譯でございまして、其間から尊王の精神といふ不朽の馨りが、我邦へ充ち漲るやうになつたのでございます。

舜水先生の事で、先づ以て私共を感動せしめますのは、省庵先生が骨身も及ばぬ親切を盡くして、舜水の世話を仕た事でございます。是は古今の美譚でございまして、此上もない良い修身の訓誡でございませう。是非小學の兒童などにも知らせたいものと思つて居るのでございます。省庵先生の祿高は二百石でございませうが、實収入は八十石といふ微祿であつたといふことでございます。其祿の半分を割きまして、それを御師匠さんの舜水先生に奉じたのでございます。實に珍らしい心掛けの人と申さねばなりません。石田三成が、其祿の半分を割いて、島左近を召し抱へ、流石の豊臣秀吉をして、君臣同祿といふのは、古今未だ聞かざるの事であると感歎せしめたと申すことは、有名な話でございませうが、舜水先生と省庵先生との間柄も、全く同様の美譚であらうかと考へられるのでございます。さうして此美譚が、其當時遠近の學者間に知れ渡りまして、それが光圀卿の耳に入りました所から、とうとう水戸第へ抱へられるやうになつたのでございます。さうして舜水先生が、我楠公の事を知るやうになつたのも、省庵先生から其荒増しを聞き得たものゝやうに承つて居ります。

三

丁度舜水先生が、長崎に來られた翌年、萬治三年の事でございます。或る人から楠公の像賛を求められたのでございます。しかし先生は、楠公の事を委しく知りませぬ。そこで省庵先生が、楠公傳を作つて、それを示したのでございます。それから舜水先生が其傳に依りまして、楠公賛を作られたのでございます。誠忠無二、古今に冠絶した、日本第一人の楠公を賛した人が、明の遺臣であ

つて、忠憤やる方なき舜水先生其人であつたと申すことが、餘ほど不思議な因縁であるやうに存じます。光圀卿にもこれと同様の事實があるので、舜水先生の晩年であらうと思はれますが、親しく舜水先生に楠公の碑の撰文を御依頼になつたことがございます。舜水全集の中には、楠公像贊といふのが三つもあります。舜水先生には、楠公の誠忠無二の人であるといふことを知り得たので、自分の身の上から、最も深く同情の念を起し斯く三つまでも楠公贊を作つたのでございます。さうして其楠公贊の一つで、加州侯の爲めに作られたものが、舜水先生の歿せられた後に、湊川碑の碑陰に鐫り付けられました。其碑と共に不朽に傳へられるやうになつたのでございます。

四

一體楠公の忠烈と申すものは、實に日月と光を争ふほどでございます。今日では何方でも楠公の事を知らない人は、一人もないのでございます。しかしながら足利氏の時代から、戦國亂離の世の中へかけましては、全く其事蹟さへ忘れられて居つたのでございます。ですから御墓なども何處にあるやら、誰れ一人として注意をする人もなかつたのでございます。所が舜水先生が省庵先生から楠公の事を聞きまして、其贊を作られましたと、殆んど時を同うしまして、楠公の墓が、猝かに世間へ紹介せられたのでございます。これが亦奇遇とでも申さねばならないのでございます。

楠公の墓を始めて世間へ紹介せられた方は、何方でせうか。貝原益軒先生其人であるやうに承つて居ります。益軒先生の始めて發見せられた時には、田の中にたゞ一つの塚ばかりがありまして、碑碣も何もなかつたさうでございます。さうして塚の上には、たゞ梅と松との二株が生へて居つたさうでございます。益軒先生の書かれたものには、「悲風蕭々、春草青々」と書いてありまして、荒れ果てたものであつたのでございます。これが日本第一の忠臣たる正成卿埋骨の處とは、今日から考へますと、全く意外な光景であつたのでございます。そんな哀れな有状でありましたのに、それから二十八年経ちました後に、光圀卿が其地へかの有名な「嗚呼忠臣楠子之墓」の碑を建てられたのでございます。さうして荒れ果てた儘に棄て置かれた楠公埋骨の地が、猝かに有名な箇所となつたのでございます。

五

何でも承る所によりますと、光圀卿がいよいよ湊川碑を此箇所へ打ち建てられます際にも、色々研究をせられたやうでございます。最初の御計畫では、碑の表面へ楠公の官位と姓名とを記しまして、其裏へ光圀卿の御撰文を刻しやうといふ筈であつたさうでございます。それを中頃から御模様換へになつて、表へ光圀卿の筆で、あの八字を書せられましたのを刻するといふ事になつたのでございます。さうして裏には何も刻せぬといふ事にせられたさうでございます。其時は舜水先生も、既に歿せられた。生前に御依頼になつた撰文も亦出来上つてなかつたので、最早や碑陰の銘を書か

せるだけの人がないと、光圀卿も思はれたのではございますまいか。昔し鍾子期が死にました後は、達人の伯牙が、終身復た琴を弾せなかつたと申すこともございますが、光圀卿の御心持ちも、之と同様でありますまいか。所が其後更に御模様換へになりまして、遽かに碑陰に舜水先生の楠公贊を刻するといふ事になつたのでございます。其の事に就きましては、水戸の儒臣で以て、湊川碑の建設に盡力しました、佐々宗淳先生が安積澹泊先生に贈られた書状でも分ります。即ち「光圀卿が是れまで湊川碑の碑陰に、何も文を刻まないのは、物足りないと申して居られましたが、此程舜水先生の楠公贊を、改めて御熟覽になりました、ひどく御喜びになられ、一つそれを碑陰に刻むやうにと申して居られます」といふ文意でございます。それで以て其時の事情が、よく分るのでございます。兎に角舜水先生の楠公贊が見付かりましたので、光圀卿も直ちに其れを鑄り付けるといふ決意をせられたのでございます。さうして間もなく建碑の事が、一切結了したのでございます。そこで光圀卿の筆でございませう所の「嗚呼忠臣楠子之墓」の八字と、舜水先生の「忠孝著乎天下。日月麗乎天」と申す楠公贊とが、一時に世間へ有名になつたのでございます。

其當時學者は何れも申し合つたといふことでもございます。「義公でなければ、湊川碑を建てる人はありません。さうして舜水先生の文章でなければ、碑陰に刻めるやうな文章はありません」といふとでございました。室鳩巢先生なども、舜水先生の文章を擇ばれたことを、至極適當であつたといつて居られるのでございます。「何にしる明の宗室から出た家柄の人であるのに、本國が亡んで仕舞つて、其國には夷狄の類が榮えて居る。そこで本國の粟を食むことを耻ぢられて、遂に海を渡られたのであるから、楠公が國を憂ひ賊を疾まれました御心と、國が違つて居ましても、心は同じである」と申すことでもございます。

故川田文學博士も、略ぼ同様の御意見でございまして、「水戸に安積澹泊、三宅觀瀾あり、江戸には新井白石、室鳩巢、荻生徂徠、服部南郭あり、其外諸國にも、文章家數多あり。然るに之に碑銘を作らしめずして、舜水が舊作の贊を以て代用せられしは何故ぞや。蓋し卿公の聰明なる、こゝに心付かざるには非ず。彼の舜水は、明朝垂亡の時二姓に事へず、流離艱難、王室の再興を謀る。其志楠公が、終始勤王、足利氏に屈せざると相似たる所あり、彼の文を以て、其墓を表しなば、地下の英魂も満足すべしとの意なるべし」と申して居られます。

兎に角湊川碑と楠公贊とは、我邦の人心、殊に尊王の人々に至大の感動を與へたのでございます。頼山陽先生は「萬世之下一片石。留無數英雄之淚痕」と歌つて居られます。齋藤拙堂先生も、「墮涙碑猶在。行人爲徘徊」と吟じて居られるのでございます。吉田松陰先生なども、亦有名な「七生説」の中に、「余嘗て東遊して、三たび湊川を經、楠氏の墓を拜して、涕淚禁せず。其碑陰に明の徽士朱生の文を勒するを觀るに及んで、則ち復た泣下る。噫、余楠公に於て、骨肉父子の恩あるに非

らず、師友交遊の親あるに非らずして、自から其涙の由る所を知らず。朱生に至ては、海外の人なるに、反つて楠公を悲む。而して吾れ亦朱生を悲む。最も謂れなきなり。退いて理氣の説を得乃ち知る、楠公、朱生、及余の不肖も、皆此理に資つて以て心と爲す。則ち色氣屬せずして、而かも心は則ち通ず矣。是れ涙の禁せざる所以なり」といふやうに申して居られます。是で以て見ましても、湊川の碑陰の記が、如何に勤王の志士を深く感せしめたかといふことが分かるのでございます。楠公と湊川、湊川と湊川碑、湊川碑と光圀卿、さうして舜水先生、これは我邦尊王の精神に及ぼしました、近古の時代思潮に及ぼしました影響を考へます上に於きまして、どうしても忘れることの出来ない所でございます。

遊仙詩

朱舜水

于房瀟洒人。早歲友黃綺。自見長桑君。慷慨念國恥。
 吁嗟一擊讎。飛迹千里徒。浮沈閭黨間。潛踪尤隨曉。
 故人采紫芝。匿影空山裏。故使圯下翁。脫屣示深旨。
 嚴霜下五更。對語興亡理。際會及風雲。婉孌出餘技。
 愧仰思舊遊。潸然不可止。不師黃石公。去從赤松子。

朱舜水と第一高等學校

伯爵 德川 達 孝

水戸義公に聘せられまして、江戸へ参りました朱舜水先生が、終焉の時まで、丁度十五年間居住して居られましたのは、本郷駒籠に在りました水戸の中屋敷でございます。水戸の中屋敷で、本郷に在りましたのは、申すまでもなく今日の第一高等學校になつて居ります箇所が、即ち其遺蹟でございます。

先生は此所に約十五年も居住して居られましたので、先生の教を受けた、當時の諸學者は、何れも此地に御座いました、舜水先生の屋敷へ出入りをしたのでございます。其屋敷が全體今日のどの邊に在りましたものかと申すことは、遺憾ながら判然しないのでございます。水戸の徳川侯爵家にも、生憎當時に出来ました、駒籠中屋敷の繪圖が、今日見當らないさうでございます。ですから舜水先生の居られました建物の跡が、どこであつたかといふことも、又其歿せられました後に、義公が御建てになりました祠堂の跡が、どこであつたかといふことも、今は全く分らないのでございます。しかし今日の第一高等學校が、舜水先生の約十五年棲んで居られた箇所、又其終焉の地であると

いふことは、申すまでもない事でございます。ですから第一高等学校が、舜水先生に取りましては、最も因縁の深い箇所でございます。

誠に桑田變じて海となる世の中でございます。舊江戸時代に有名な名勝地や、遺蹟地でも、今は全く分らないやうに打つて變はつた有状でございます。然るに舜水先生の居られました、水戸中屋敷の遺蹟で、當時文教の發源地となりました箇所が、今日も人材養成の場となつて居りますのは、真に不思議な事と申さなければなりません。何となく水戸義公や、舜水先生などが、今も此地を守もつて居られるやうに感ぜられるのでございます。

二

舜水先生の日本へ來られたのは、萬治二年でございますが、義公に迎へられました、江戸へ參りましたのは、寛文五年の七月でございます。それから水戸へ連れ立つて、二度ばかり往復して居られるのでございます。其間に義公が舜水先生の爲めに、住居を新築せられたのでございます。さうして同じ寛文八年の二月に、先生が新築の住居に入られたのでございます。先生は此の如き手厚い待遇を受けられましたので、却つて本國の事を思ひ出されたのでございます。さうして酷く悲まれたのでございます。安積澹泊先生の書かれました『文恭先生舜水行實』に據つて見ますのに、先生當時の心持と申すものが、よく分かるのでございます。

「かくも大切にされますので、かうしてこゝに居りながら、明の衣冠を其儘に著て居ることも出來ます。是れだけでも、既に御厄介になつて居る恩誼は、大いしたものであるのに、其れさへまだ一つも酬いることが出來ないのである。さういふ次第であるから、衣食の事や、住居の事などは、何とも考へて居らぬのである。本國に在る先祖代々の墳墓には、美つくしい木が茂つて居つた筈であるが、其れさへ今では伐り倒はされて仕舞つたであらう。さうして墳墓は、疾くに發掘せられた事であらう。其事を考へ出すと、立つても座つても居られない。先祖の讐、祖國の仇が、まだ酬いられないのに、結構な住居に棲んで、安閑と暮らすのは、全く心苦しい事であつて、本意ない次第である」

といふ意味の事を言つて居られるのでございます。御氣の毒な身の上で御同情に堪へない次第でございます。しかし致し方のない事ですから、先生も義公の好意を謝せられまして、此新築の建物へ徙つて住まれたのでございます。其新築の建物が、第一高等學校の敷地内に在つた譯でございます。さう考へて見ますと、若し其建物が在りました跡が、何とかして分かるものなら、分かるやうにしたいものでございます。しかしこれも致方ない事でございます。

三

ですからせめてもの思ひ出でに、此最も記念すべき遺蹟で以て、どういふやうな事がありました

かといふ事を考へまして、さうして其主もな事の二つ三つを舉げて見ませう。

先づ舜水先生の七十歳になられた時の事でございます。それは先生が、此新建ての住居へ引越された翌年の事でございます。義公が先生の爲めに、七十の壽宴を、小石川御本邸(今の砲兵工廠)の後樂園で御張になつたのでございます。さうしてそれから四日目に、義公が親しく先生の住居へ往つて居られます。さうして酒肴やら幣帛やらを捧げられました。禮儀を盡くして居られます。何かとよもやまの話もございまして、先生を慰められました。さうして歡を盡して御戻りになつて居られます。殊に新らしく屏風を製せられました。倭漢の年と徳とが共に高かつた人を六人だけ擇ばれました。其れを屏風に書かせ、さうして其れを舜水先生に贈られたのでございます。其六人と申すのは、武内宿禰、藤原在衡、藤原俊成、太公望、桓策、文彦博の六人でございます。是れは義公が、當時三家の一として世に重せられて居られます御身の上でありながら、如何に師に下つて賢者を禮せられたかの一端を窺ふことが出来るのでございます。

義公が舜水先生に對して、本式に師弟の禮を盡くされたといふ事は、師弟の間柄が殆んど紊れ果てゝ居るといはれて居りまする今日には、殊に注意すべき事であらうと考へます。義公の御禮遇と申すものは、一と通りではなかつたやうでございます。いつの正月でございましたか、義公から以來鶴籠の儘で、小石川の本邸へ入ることを許されて居られます。最早や八十になられた頃の事であらうと考へられるのでございます。さうして其年の二月には、腫物を煩つて居られたのですが、其時には義公も親しく御見舞に往つて居られるので御座います。さうして非常な御親切で、御見舞ひの御使ひやら、御見舞物やら、引きも切らないといふ有状であつたのでございます。さうして義公の家老やら、重臣などで、見舞に行かなかつた人は、一人もなかつたのでございます。何でも半月の間に、上席の家老が、八たびも見舞ひに往つて居るのでございます。さうして義公が御自分で往かれたときなどは、何時もの通り門前數十歩で以て駕籠を下りられたのでございます。ですから當時學者の仲間では、魏の文侯が、卜子夏、田子方、段干木を禮遇せられた美談と、同一の話柄であるといつて居るのでございます。

四

舜水先生が、義公の依頼で以て、學宮の圖を作りましたのも、此新築の住居でやつたのです。そこで義公が、其圖に據られまして、細工人を御集めの上で、文廟を始め、大成殿の三十分一模型を造られたのでございます。舜水先生が一々指揮をせられたのでございますが、一年餘りで出来て居ります。是れも矢張り此駒籠の屋敷で出来たのでございます。其模型は、非常に精巧を極めたもので、水戸の彰考館にそつくり残つて居るさうでございます。曾ては 陛下が水戸へ行幸あらせられました砌り、此等の模型をも、天覽に供し奉つたことがあるといふ事でございます。今の湯島に

残つて居ります聖堂なども、舜水先生の模型によつたものだといふことでございます。

それから寛文十一年と十二年との二年とも、義公の儒臣達が、舜水先生の指揮に従ひまして、明朝の禮式で、釋奠の稽古を任たことがございます。其時歴々の諸學者が、皆んな此建物で以て禮法通りに起つたり座つたりしたのでございます。さうして是の時やつた釋奠が、近古になつてからの始めての盛事であるやうに承つて居るのでございます。後に湯島の聖堂でやりました釋奠も、恐らく是の時にやつた型によつたものであらうといふ事でございます。

殊に注意したいのは、當時有名な學者が、何れも此舜水先生の住居へ出入をして、教を受けた事でございます。是れは第一高等學校の地所が、一の誇りとすべき事であらうと考へます。さうして其の主な人々は、大學頭林信篤先生を始めと致しまして、當年有名な碩儒として知られました、新井白石先生や室鳩巢先生などの師匠でありました木下順庵先生や、赤穂の四十七士に、武士道の精神を吹き込みましたと申されて居ります山鹿素行先生などでございます。それから水戸彰考館第一の編輯總裁として、大日本史の編纂を創められた安積澹泊先生などは、實に幼年の時から、舜水先生の御側に居られて、親しく教導を受けられたのでございます。澹泊先生が後年、「逐日功課自實簿」といふものゝ後に書いて居られるのを見ますのに、全く澹泊先生の壯年になられた時に課せられた、讀書日記であるのでございます。それを見ますると、舜水先生の課程といふものが分かるので

ございます。兎に角此の如き按排で、其頃の諸學者先生が、何れも第一高等學校の地面内で以て、教を受けたのであるといふ事を考へて見ますと、駒籠の水戸第があつた跡といふものは、殊に懐かしさに堪へないのでございます。

五

舜水先生の病に臥して居られたのも、駒籠の屋敷でございます。さうして亡くなられたのも、矢張此屋敷であつたのです。先生の病に罹られたのは、貞享八年、即ち先生が八十一歳になられた時の事です。咳血を患へられたとか申すことで、翌年の天和元年には、衰弱も酷くなりまして、二年の四月十七日に歿せられたのです。澹泊先生が此時の事を記して居られます。其れを見ますと、別に他の疾もなかつたといふことでございます。さして語言聲色平日に異らず、未の時に奄然として逝かれたといふことでございます。

先生が歿せられましたから、三年経ちまして、天和五年に、義公が先生の祠堂を、此屋敷の内へ建て、居られます。御自分で祭文を御作りになりました。それから後は、毎年先生の忌日毎に、義公が親しく御祭をして居られるのでございます。

所が不幸にして其後此祠堂が焼けたのでございます。其時に舜水先生の門人で、後に加賀へ仕へた服部其衷と申す人が、焔々と焚え立つ猛火の中へ飛び込みまして、舜水先生の木主を救ひ出した

と申すことでございます。其木主が即ち義公の御自筆で、先生の名を書かれたものでございます。かうして火災に罹りましたので、其後舜水先生の祠堂は、水戸の田見小路と申す所へ移されました。此火災は義公薨後二年なる元祿十五年十一月廿九日であつて、之を水戸に移したのは、その十年の後でございます。

このたび私同志の者が、發起致しまして、第一高等學校構内へ「朱舜水先生終焉之地」といふ一基の碑石を建てることに致したのでございます。しかし建物の跡も、祠堂の跡も分らないのですから、單に此地所が舜水先生唯一の遺蹟でございますといふことを記念しやうといふだけに過ぎないのでございます。さうして碑の側へ櫻の樹を植ゑますのにも、固より譯があるのでございます。朱文恭遺事には、先生が櫻花を愛せられました、庭に數十株を植ゑて居られた事や、花の開く毎にそれを賞して居られた事や、それから澹泊先生に向つて、「若し中國にも此花があつたならば、必ず百花生に冠たるであらう」と申された事や、並に義公がそんな譯合ひから、櫻の樹を祠堂の側へ御植ゑになつたのも、全く先生遺愛の花であるからであるといふ事などが、書いてあるのでございます。ですから櫻の木といふものも、舜水先生には、少からの因縁があるのでございます。

水戸義公の賓師たる朱舜水

國 府 種 德

湊川の楠公碑は、水戸黄門光圀卿の建てられたものでございます。其碑陰に鑄つてある楠公贊の作者は、何人でありませうか。いふまでもなく光圀卿の賓師で、我邦の儒學は勿論、尊王の大精神に、至大の影響を興へた、明の遺臣朱舜水でございます。其舜水の墓は、茨城縣久慈郡の太田町を距ること約一里有半、瑞龍山の麓に在るのでございます。四月十七日は、先生の命日でありましたから、明治四十二年の春同志數人と相談しまして、展墓に参つたのであります。内務省の地方局からは矢田増次郎君と私の二人、それに滿鐵の稻葉君山君と加州家の編修であられる近藤磐雄君との二人、都合四人が東京から参りました。水戸では、縣廳から武部欽一君(今の文部省参事官)と栗田勤君とを同行させられたのです。

墓銘は光圀卿が親から書かれたといふ事で、「明徴君子朱子墓」と鑄付けてあります。墓は明朝の式に従つて、拵えられてをります。歴代の墓陵も、皆此式で出来てをります。光圀卿の父君に當れる水戸家の第一世たる威公の墓は、瑞龍山の絶頂で、最も風景の良い地に位置を占めて居ります。光圀卿が親しく地を相せられて、爰に祀られたといふことです。爾後藩侯の墓は、歴代いづれも此

瑞龍山にあるのでございます。しかし臣下の墓とは、一つもないのに、只一つ舜水の墓だけは、義公の墓がある其下の方に祀られてゐるのであります。之を觀ても如何に舜水を厚遇せられたかといふとが分るのであります。

匆卒の事でもありませんので、如何にも簡略なお祀をしたのでありましたが、一同は墓前に跪いて所謂清酌庶羞の奠を行つたのであります。臺石の繼目がある所へ三たび酒をそゝいだ。支那では此事を墓に酌するといつて居る。水戸藩では舜水が來て以來、墓の制や棺槨の制などにも、儒式を用ゆることにせられたから、一體に厚葬の風が興つたといふ事でありませう。山麓に休憩所があつて、その境内に祭祀の道具を藏めてある一の倉庫がある。其中に舜水の等身像があります。是は光圀卿が時の有名な畫工に命じて、其肖像を書かせ、幾たびも悪い所を改めさせて、漸くに出來上つたものを手本として、後年宗翰卿の時、長崎の名工前田藤内といふものに、彫刻させたものであるといふ事で、舜水の風貌が躍如として居ります。此像はもと水戸田見小路の祀室にあつたのを、後に弘道館に移した所が、一時中々の議論があつて、今日では此倉庫に藏めてあるとの事です。

舜水の祀室は、もと今の第一高等學校の構内で、昔は水戸の第一控邸であつた、其地内に在つたので、光圀卿が特に舜水の爲めに邸宅を此地に營み、歿後にもその祀室を建て、神主にも親から諡を書して居られる。所が光圀卿が薨せられてから四年経つて、舜水の祠堂が焼けたので、綱條卿の

時に、田見小路へ移したのです。後に弘道館が出來たので、烈公の時から、舜水の祀室も止められたといふやうなことです。砲兵工廠内の後樂園も、舜水の計畫になつたもので、支那の西湖の風致を其儘移したといふことです。舜水の古稀の賀筵も、茲に開かれたといふことです。

舜水は明人でございます。今の浙江省餘姚といふ所の人であります。錢塘江に沿つた都會で、寧波から程遠からぬ所であります。王陽明も舜水と同郷の人であります。餘姚といふ所は、近世に文武の人材を多く出だして居る。明の名臣中には、餘姚の人材が頗ぶる多し。舜水の諱は之瑜で、字は魯瑱、文恭先生と諡せられてをります。舜水の時とは所謂明末の争亂で、滿洲に起つた清朝が、既に楊子江の邊までも攻め取り、江西福建の一部も、亦既に清朝の手に歸したのであります。明の社稷は、それであるから僅かに寧波の海上にある、舟山列島に立籠つて、福王を擁立し、それで以て漸く餘喘を保つて居るといふ、如何にも憐れな時であつたのです。

舜水は南京松江府の秀才に擧げられたが、進士の試験を受けなかつたのであります。年壯なるに及びまして、幾度も仕官を勧められたが、一向に出て行かない。四十の歳になつても、田園に退いて、且つ耕し且學ぶといふ計畫を立て、居ります。けれども意の如くならずして、已むなく育英の事業に従つて居りました。後には相當の高官を以て迎へられたけれども、前後十二回も出仕を勧められながら、遂に起たなかつた。當時の事を考へて見るのに、明の社稷は實に旦夕を測られずといふ時

で、鄭成功等の一派も、方法手段などを考へてゐる邊がないから、何でも敵に對抗さへすればよいといふ風であつた。然るに舜水は根柢から王者の政を取らねばいかぬといふ主義であつたのであるから、他の人々とは、どうしても意見が合はぬ。それであるからどんな顯要な官を以て招いても、出なかつたのであります。それが爲めに舟山島の人々から疑はれて、詰度二た心を持てゐるに違ひないと見做され、すんでの事で殺される所であつた。さうこうしてゐる所へ、清朝の軍隊が、攻寄せて來たので、舜水も到底望がないと諦めをつけて、舟山島から逃げ出しました。それから安南に行かうとしました。けれども安南行は、單なる脱走ではなかつたのであります。

其頃兵部侍郎に王翊といふ人があります。兼ねて直浙の經略をしてゐた人で、我總督位に當つた人であります。どうしても他國の力を借らなければ、國勢の挽回が出來ぬといふので、舜水とも志を同うしてゐる所から、遂に舜水の安南行を決行するやうになつたのでございます。乃で舜水は其志を齎らして、兎に角安南に往き、そこから援兵を借らうとした。所が風波の爲に流されて、日本へ漂着したが、それは丁度我邦の慶安四年、由井正雪が亂を作したり、三代將軍家光が薨せられたりした年の事であります。段々と日本の様子を見るのに、如何にも立派な國であるので、日本の援兵を請ひ、王翊を押立て、大將となし、さうして明の社稷を回復したいものであると、竊かに考がへてゐた。けれども舜水は少しもそんな素振を見せたことがなかつた。其内に王翊が戦争に敗北した

ので、擒となつて降參を肯んせず、遂に殺されたといふことを聞いて、ひどく哀悼したといふことです。死んだ日が分らぬので、八月十五日に祭をして、無限の悲を祭文に捧げてをります。それから毎年八月の十五日には、人にも逢はず、月見もしなかつたといふことです。

けれども日本には、外國人を留め置くことが、國禁になつてゐたので、舜水も一旦は日本を去つて、舟山島へ還りました。又候種々の官に推されましたが、皆斷はつて受けなかつたのであります。此時禮部尙書の吳鍾巒が、翰林院に入れやうとしたけれども、それをも受けなかつた。此吳鍾巒といふ人は、明末の大儒で、舜水の先生であつたが、それでさへ舜水は、其推薦にも従がはなかつたのでございます。

それから舜水は、又舟に乗つて他へ行かうとしたが、途中で清朝の軍隊に圍まれた。四方から拔刀で脅かしたけれども、舜水が少しも驚かぬので、軍隊の指揮官も、其義の堅いのに感じた見え、舜水を舟山島へ送り還へした。そこで舟山島の朝廷でも、頻りと出仕を勸誘しましたが、舜水は矢張り斷はつて出なかつたのです。

こんな事で一年経つた。我邦の承應二年、四代將軍家綱が將軍となつた二年目に、舜水が丁度五十四歳で、安南から日本へ第二回の渡航をした。七月に來て十二月に去つたが、それから安南へ渡つたのでございます。それから二年経つて、舟山島の朝廷から、勅書を出して舜水を呼ばれたが、

行つた先きが分らなかつた。漸やく交趾にゐることが分かつて、其翌年の正月、勅書が舜水の手に入つた。舜水はそこで處士の衣物と頭巾とを作つて、香案をも設け、勅書を拜讀して、低頭地に伏し、歎息して憤慨をしました。此時は天下の事、最早や奈ともなし難いのであつたが、勅書までを賜はつては、舜水も引込んで居れぬといふので、五十八歳の舜水、老體ながらも一腐抜かんものと決心した。此勅書は、今では水戸侯爵家に現存してをります。

さうかうしてゐる中に、安南の國王が、支那の字を識つてゐる者を連れて來いと命令を發した。役人がそこで舜水を目付け出して、捕らまへに來たのです。丸で捕虜同様にせられて、兵營へ引出されました。何んでも試めしに詩を作らせて見よといふことであつたが、舜水は中々詩などを作らぬ。筆を取つて、『朱之瑜、浙江餘姚の人、南直隸松江の籍なり。中國柱を折られて維を缺き、天傾いて日喪ふに因り、薙髮して虜に従がふに甘んぜず、貴邦に逃避せり。今に十有二年、墳墓妻子を棄損す。虜氛は未だ滅せず、國族歸し難し。潰毫憂焚す。詩を作つて取ることなし』と書きました。どうしても詩を作らない。そこで兵隊を以て舜水を取り巻かせて、詩を作れと迫らせたが、舜水はどうしても聽かぬ。それから國王の所へ引出されて、國王に禮をせよと迫られた。文武の百官が、そこに並んでゐて、白刃を抜き連れた軍隊が取圍んでゐる。無理遣りに御辭儀をせよと迫まつたけれども、舜水はどうしても聞かぬ。言語が通せぬからでもあらうといふので、杖を以て沙の上に拜

の字を書いて、お辭儀を迫まつた。所が舜水は其杖を取つて、直様拜の字の上に、不字を書いた。重ねくの不禮だといつて、とう／＼そこを追拂らつた。それからそこを出で、黎醫官といふもの所に庇まはれた。其人が心配をして、『どうしても御辭儀をしなかつたのである。あれではどうしても殺されるであらう』といふと、舜水は平氣なもので、『なにも御心配には及ばぬ。禮を守つて死ぬのであるから、喜んで殺されやう』といつて、恐れる氣色もなく、後事を託して、墓石の題銘に『明之徵君朱某之墓』と書き呉れと、遺言までも残した。すると國王も一と風變つた人間であると思つたと見え、段々舜水の様子を探らせたが、遂には其志に感じてひどく優遇をしたのであります。其時の事は、舜水の書いた『安南供役紀事』に、詳しく載つて居ります。

魯王の勅書が、日本の安南通の船で、舜水に與へられたことは、頗る面白い事實であります。勅書を得たる舜水は、大に激動されて、急に本國に向つて引き返しましたが、長崎に寄港して、それから舟山指して往つた。ところが、是の時は舟山島も、悲い哉既に陥つて居つたのです。舜水の師であり友であつた吳鍾巒も、朱永佑なども、皆戦死したのであります。そこで鄭成功の軍に従て、南京へ往つたが、これ又た面白い結果はなかつたのであります。それでありますから、若し故國に留りますといふと、辮髪を垂れなければならぬのであります。それで舜水は狼狽して直ぐに又日本へ渡つて來たのであります。此時舜水は最早や六十歳になりました。去年日本を去るに臨み、再會

を約してあつた筑後柳川の安東省庵をたよつて、長崎に到着しました。舜水が前度安南から魯王の勅書を帯びて長崎に寄港した時、省庵がまづ一番に舜水を尋ねたのであります。さうして深く舜水の境遇に同情を寄せまして、どうか日本に留つて戴きたいと、種々盡力を致しました。長崎奉行にも願書を出して、舜水の日本居留を許して貰ひたいといふことを申出しました。けれども是の時舜水は亡國の遺民でありますから、遠方の國土にあちこちと流浪したので、誠に憐れなる境遇になつてをつたのであります。囊中も乏しく、衣食にも支障へたのであります。そこで此省庵が、自分の藩から貰つてゐる、俸祿八十石の半を割いて、舜水の窮乏を助けやうとしたのです。所が舜水は御厚志は、如何にも有難いが、情に於て忍びぬといふので之を辭した。(朱舜水と安東省庵参照)

そこで省庵のいふには、「古人は師と君父との爲めには、死を致さすといつてをる。それからいへば、其餘の物は、何でもないのである。本來からいへば、自分は俸祿の三分の一で暮しを立て、三分の二を差上げてよいのであるけれども、それでは却つて御承知がないであらうと思ふて、其中を取つたのである。是非是れ丈は取つて貰ひ度い。若しも義に違ひ道に違ふてゐるならば、差上げるものも、受けるものも、同様に人でないのである。先生の事であるから、不義の祿は、勿論受ける、筈はない。して見れば、私の差上げやうとするのを、不義の祿であると思召さるゝのであらうか。元來私は何事も人に優れた事がない。唯物を取つたり與へたりするのにも、心を盡くして理に

合ふやうに勉めてゐるのである。若し差上げるといふのを御許しがないとすれば、私は人でないことになる。其れでは私を愛してくださる道ではなからうと存じます」といつて、懇請した。

けれども舜水は、どうも氣が濟まぬといつて、矢張り受取らぬ。すると省庵のいふには、「それはさうでもありませんが、私から申すと、私の生計が、先生よりも豊かである方が、却て相濟まぬわけである。たとひ祿の全體を捧げても、差上げたい位である。けれども其では長續きもし悪い所から、半分にしたのです。餘りがあれば勿論の事、是で足らぬといふ譯でもないから、決して御心配には及ばぬ。私が先生を尊信いたすのも、本と名の爲めにするのではない。先生の私を愛せらるゝのも、私事ではないのである。唯斯道の明かならんことを願ふての事であらう。それならば是非に私の志を遂げさせて戴きたい」といつて、どうしても聽かない。そこで舜水も遂に其誠意に感じて之を受けたといふ事である。誠に是は一の美談であらうと考へるのです。

舜水はこんな具合で、日本に留まることになりましたが、年も最早や六十になりながら、明の社稷は、回復も出来ぬので、何時も故國の天を望んで、泣き悲んでゐたのであります。又北の方を向いては、何とかして國家の讐を報じたいものだ、心竊かに祈つてゐたのであります。鄭成功は此時まだ臺灣に據つて居りましたけれども、それはほんの海賊同様なもので、明の社稷を代表させるわけには往かぬのであります。朱舜水の悲みも、尤もの事であつたのであります。

其中に舜水が六十二歳になつた、寛文六年に、安東省庵が、或日の事舜水に向つて、明の喪亂を來した事由と、國勢を恢復するには、どの位の兵力が入用であるかといふことを問ふた。すると舜水は『中原陽九述略』といふ本をこしらへて、省庵に答へた。其後六十四歳になつた寛文三年に、長崎の火災があつて、舜水の寓居が焼けた。一切が皆皆灰となつた。舜水は寺崎臺の軒下に、風雨を凌ぐといふことになつた。すると省庵が柳川から駈付けて、自分の資力を盡し、善後の方法を講じて、舜水を保護したのでございます。それから翌年になつて、水戸の光圀卿から聘せられたのでございます。

舜水が水戸に行つたのは、僅かに二度位で、大抵は前にいつた本郷駒込なる水戸の第一控邸内に住んでをつたのです。此時分湯島の聖堂を始め、元祿時代には岡山や、佐賀などにも、聖廟が出来ました。これ迄は孔子を祭るにも、正式の禮義作法が、よく分らなかつたのでありましたが、舜水の來た爲めに、總てが明瞭になつたのです。儒學の上には、大に利益を興へたといはねばなりません。舜水は禮義を重んじた學風でありますから、中々よく總ての事を研究して居ります。朱子學派も王陽明學派も明末になつて、無暗と議論に偏する様になつた。其他の學派も皆性理の論に奔つた其中上で、舜水が致知格物の正學を提げて、日本に渡り、先王の禮樂諸制を傳へたのは、儒學の上に非常な益を興へたに相違ないのでございます。今一つ日本の歴史を通觀すると、佛教の方では奈

良朝から王朝にかけ、又北條足利の時代などにも、支那の高僧が随分日本に渡つて來て居るのであります。支那の儒者で、自から日本へ遣つて參つて、儒學の傳統を授けたといふのは、古い所では應仁天皇の時代に於ける王仁を除くの外は、舜水が實に初めてであるといはなければなりません。

舜水は非常に嚴格な人で、中々禮義の事が喧ましい。それで水戸の儒臣たる小宅生順といふ人が、義公の内意を受けて、舜水の意中を問ひに來た時分にも、『若し我を招くに至らば、祿を論せずして、禮を論せん。恐らくは今日未だ輕しく言ひ易からざらん』といつて、何よりも先づ禮を重んずるの意を示しました。明の朝廷を回復しまして、己れが先王の禮樂衣冠を實行させる、唯一の顧問たらんと存じてゐたのでありますから、禮義作法の事には、餘程精通して居つたのでございます。宗廟の拵へ方はいふに及ばず、聖廟や附屬の建物や、祭祀の道具、何一つ研究してないものはない。他日明の社稷を回復したならば、此の如き禮義を起さんとの志であつたのでございます。然るに明帝國の中心たるべき聖廟を建るといふ事が、遂にかの國に建てらるゝに及ばずして、其一部ながらも日本に出來たのは、誠に不思議な因縁といはねばならぬのです。

水戸の彰考館に附屬してゐる庫の中には、舜水の指圖と寸法とで出來た遺品が、幾らも保存されて居ります。建築物は總て其雛形が遺されて居りますし、祭具なども其當時のものが、其儘残つ

て居ります。文廟や啓聖宮を始め、明倫堂や、尊經閣や、學舎、進賢樓、廊廡、射圃、門樓、墻垣などまで、いづれも精緻を極めて居る。今日湯島に残つて居る聖堂の建て方なども、全く舜水が拵らつた文廟の雛形に依つて出来たものであるとの事です。建築や彫刻などの手の込で分りにくい所は舜水自から之を大根に刻んで示されたといふことです。祭器である簠や簋や、籩、豆、登、銅なども、皆な古典に合したものを作らしめた。それから明時の衣冠なども作つた。度量の寸法なども定めたし、農事は勿論、橋梁の作り方、庭園、學校の制などまで、殆ど精通してゐないものはない。小石川の後樂園が、舜水の設計で出来たのであるし、其石橋を架けるときのにも、舜水が石工に制法を教へて居ります。それですから光圀卿は「新しい國を造り新しい町村を造るには、舜水一人あれば、何でも出来ないものはない」とまで評をして居られるのです。

光圀卿は舜水をば、非常に厚遇せられた。舜水が光圀卿の聘を受けたのは、寛文四年、六十五歳の年であつたが、卿は其翌年に公然幕府の許を得て、舜水を召聘したのでございます。其時舜水は通譯者を招き、門人等を集めて、相談をしたのですが、皆異議がなかつたので、招聘に應じたのであります。即ち舜水が六十六歳の七月、江戸に出て參つて、八月義公と一所に、一たび水戸に參つたのでございます。が、其年十二月に江戸へ還つて居ります。それから一年を踰えて六十八歳の八月、二度目の水戸行をやつたのでございます。其外はいつも駒込の水戸邸に居つたのです。

義公光圀卿が舜水を禮遇せられたことは、尋常でなかつたのでございます。賓客で師匠であるといつて、禮儀をも堅く守られたのです。殊に光圀卿は、駒込の別邸に、舜水が爲めの屋敷を造らうと思ひ立たれて、或時其事を舜水に告げられた。すると舜水は堅く御辭儀をして、どうかそんな御心配をよして戴きたいといつた。其時の言葉が、いかにも悲しい。筆を取つて書付けた所を見るのに、「吾れ上公(義公をいふ)の眷顧に籍て、孤蹤を外邦に藏し、志を養ひ節を守つて、明室の衣冠を保つことを得たり。恩を感じ徳に浴すること、之より大なるはなし。而かも其萬一に報すること能はず。衣や食や居や、或は豊、或は儉なるに至ては、未だ嘗て之を懷抱に置かず。且吾が祖宗の墳墓や、喬木秀美なり。想ふに必らず勝の爲めに發掘剪除せられなん。念ふて此に及ぶ毎に、五内も慘裂す。逆虜の未だ滅せざるを恥ぢて、祭祀の闕くるあるを痛む。若し豊屋にして安居せば、我志にあらず」といふのでございます。それでも、光圀卿は御聽入れもなくして、屋敷を作られたのでございます。

舜水が駒込に新築せられた邸宅に移つたのは、寛文八年、六十九歳の二月でありました。自分が段々優遇せらるゝと、思ひ出すのは、柳川なる安東省庵の事でございます。常々始終書信の往復を絶さなかつたのでありますが、斯うなつて少々餘裕があるやうな身の上になると、或は金子を送つたり、衣服を送つたりして、滿腹の謝意を表した。すると省庵は、手輕な物は受けてをいて、少し

重々しい物は、總べて送り返へした。殊に金は、どうしても受け取らぬ。そこで舜水は一切金を送ることを止めて、絹物などの反物を送ることにして、書面をやつた。『昔の世話になつたことは、一通でない。それであるから、聊か謝意を表するのである。有道の人にして、人の徳を忘るゝといふことは、あるべきことでない。卿が其事を忘れられるは、可からうとも、拙者がそれを忘れてはならない。一體賢者といふものは、己の事も量るべきであるが、又人の事をも量らなければならぬ。卿が自分で高潔の徳を守られるのは、それでもよからうが、さうすると拙者が恩知らずといふことになる。それでは拙者に親切を盡くされた、當初の御志が無になつて仕舞ふ。まして此のやうな高潔は、眞の高潔でない』と、道理を明晰にして、自分の物を送る主意を告げた。それから省庵も、舜水からの贈物を受けるやうになつたのです。

それから寛文九年になると、丁度舜水が七十歳になつたので、『どうか御暇を戴いて、長崎へ歸りませう』といつたら、光圀卿は今暫らく居て呉れといつて、引止めなされたのでございます。其歳の十一月十二日が、舜水の誕生日に當るといふので、光圀卿は養老の禮を設けられて、小石川の後樂園で以て舜水の賀筵を張られ、机と杖とを授けられたが、十六日には、親から駒込の屋敷に行かれて、酒や肴や幣帛なども、舜水が許に捧げられた。舜水が『諸侯五廟圖説』を作つたのは、是の歳の事であつた。翌年又棺槨の制を、其門人に授けた。初めは油杉といふのをを用ゐる筈であつた

が、其木がないので、檜木を代用することにした。

爰にある光圀卿の像は、等身の像で、西山莊の祠廟に在るのでございます。此像の服は道服、頭巾は明道巾といふので、舜水の教へた制に従つたものであります。舜水が作つた明制の衣冠は、朝服、角帯、野服、道服、明道巾、紗帽、襪頭等の類でございます。此等の物を作られたのは、延寶二年、舜水が七十五歳になつた年の事です。それから今度は光圀卿が舜水をして、儒臣の安積滌泊以下の儒學生を率ゐ、既に出来上つた祭器で以て、釋奠の禮を、駒込の別邸に行はしめられたのは、其前年たる延寶六年の事です。

舜水が晩年病に臥する身となつてからも、光圀卿の優遇は益々感歎を極はめたのでございます。天和元年、舜水は八十二歳になつて、病氣が段々重くなつた。すると時々人を遣つての尋問は勿論の事、侍醫の奥山立建を遣はされて、薬を進めしめられた。すると舜水は泣いて診察を受けることを辭した。そこでどうした譯だと聞いた所が、舜水いふには、『自らは皮膚病をも病で居る。それで若しも醫者たる卿の手から、萬一光圀卿の御身を始め、他の人々までに移りでもしたならば容易ならぬ事である。己れを利用して人を損することは君子之を戒む。のみならず、薬を用ゐた所で、直はらぬのであるから、それ故斷て御辭退するのである』と言ふてどうしても見て貰はぬ。それで止むことを得ず、離れて様子を診察し、薬を盛つて進めたといふ事でありませう。そうして其翌年に、舜水は

八十三歳を以て、駒込の水戸邸で歿して居ります。

舜水の死後には三千兩の金が遺されてあつた。是は光圀卿へお返し、て呉れとの遺言であつた。或學者は之を見て悪く言ふたものもあつたが、舜水は儉素な暮しに甘んじ、成るべく其餘を積で、祖國回復の軍用金にしたいとの考へでをつたらしい。其志や殊に憐むべしでございます。

それからもう一つ面白い話があります。それは舜水の孫に當る朱毓仁といふのが、母の命を承けて、祖父である舜水の安否を尋ねに來た。所が長崎まで來て舜水の病氣を聞いたが、外國人が江戸へ行かれぬといふのと、舜水も今年七十九歳の老病とで長崎へ逢ひにくことも出来なかつた。光圀卿はそこで門人の今井弘濟を長崎まで遣はされた。けれども舜水の書面には、祖宗の墳墓や、舊友の安否を問ふた外、百姓とか漁民とか、百工技藝とかで、一身を支へるやうにしる、決して廢官に仕へることはならぬと書いた丈であつた。

今井弘濟が長崎に往つて、孫の毓仁に逢つて、祖父の病に侍れよと勧めた所が、「私は幼少の時に父を失つて、今は母と弟と私との三人ばかりで、家には田地もないから、餘り緩るりとしては居られぬ。それに今度は母の命に依り、祖父の安否を尋ねに來たのでありますから、一旦還つて母に復命し、それから改めて看病に參らん」との事であつた。さうして其儘引返へして仕舞つたのです。父母に孝行するといふ事を、第一としてをる儒教から見ると、これが本旨かも知れぬが、日本人に

は一寸變に考へられるのでございます。併し物堅い事は、さすがは舜水の孫たるに愧ぢぬのでございます。

要するに朱舜水の我邦に於ける影響は、少からぬことゝ信ずる。元來此明といふ時代は、支那人の文明が最も練り鍛はれた時代で、文物風教の花を咲かした時代でございます。末路甚だ振はなかつたが、事實文明の粹を發揮したのは、實に此時代であります。さうして舜水は其精華を日本に持て來たので、日本文明の爲には、實に天佑とでもいふべき次第であつたのでございます。儒學が全く經世治民の要道であつて、空理空論でないといふ事を明かにしたのは、舜水の賜であります。徳川時代の名君賢相、並びに之を輔けた學者なども、實は舜水から至大の影響を受けたことであらうと考へます。明代の衣冠を尊ぶなどの精神は、恐らく尊王勤王等の精神に、基礎を置いたものでありませう。又武士道なるものが、條理と義理を大本として築き上げられたのも、舜水のやうな物堅い學術が、根柢となつたことゝ信ずるのでございます。吾々が態々舜水の展墓に出掛けたのも、此恩徳を謝せんが爲めでございます。

朱舜水の學風と精神

稻葉君山

陰曆四月十七日は、朱舜水先生の忌日である。先生の亡くなられた場所は、今の駒込の第一高等學校の構内であるが、これは、興味を持つて觀らるゝことであらう。舜水は明の遺臣である。明の遺臣が其郷里に於て歿しない、我が日本の江戸に於て終りを告げたといふことは、一種の奇縁である。自分の朱舜水と云ふ名前を知つたのは七八歳の頃であつた。それは家君が一年に一回づゝ、湊川の碑を床間に掲げて祭らるゝのが例であつたので、幼い時から、碑文の文字が舜水の手によつて書かれたといふことを知つた。家君は舜水は明の遺臣であると言はれたのみならず、其方は水戸黄門の師匠であると云ふことを話された。水戸黄門は近代の明君で在られたが、其方の師匠であつたといふことは幼い自分の頭腦に頗る面白く感じたのであるが、何分にも其詳しいことは當時知ることが、出来なかつた。後になつてから、水戸で出版された舜水先生文集といふ本を手にして、始めて朱舜水の人となり等を窺ふことが出来た。殊に其書物を繕いて感じ入つたことは、文集の開卷第一に義公は、「門人權中納言從三位西山源光圀輯」と書いてあることである。義公といふ方は誰

でも知つて居る通り、當時は將軍よりも豪く天下の人々の耳目に映じて居つた。此方が下つて門人と稱し、亡國の一遺臣たる舜水を老師と尊び、先生と呼んで、殆ど禮義の限りを盡されたといふことは、是又我々が驚異の念を持つて對せざるを得なかつたのである。それで或人は解して此義公といふ方は、徳川の初期に於て、我邦に儒學を尊敬するといふ手段として舜水を尊んだのである、何も舜水其人が豪らかつた譯ではないと云ふ者があるけれども、それは間違つて居る。我々の研究した結果に依ると、舜水其人は天下後世に傳ふべき人格と技倆等を持つた人である。湊川の碑の文に就いても、義公が獨り舜水の文章を選んで採用されたことは、あの文字が單に間然する所がないといふ所から見られたばかりでなく、全く楠公、南朝……舜水、それから明といやうな考を持つて選定されたのである。して見れば、其影響が著しく明治維新の大業に與へられたことは決して偶然といふを得ないのである。

二

維新の鴻業に湊川碑が重大なる關係があるといふことは、今更喋々するの要は無い。維新當時の多數志士は、湊川の碑文をば平生口々に誦誦して居つたものである。自分は其一例として吉田松陰先生の七生説一節を引くことが出来る、其文の中に自分は嘗て東遊して三度び湊川を経た。さうして楠公の墓を拜して涕淚禁せざるものがある。其碑陰に明の徵士朱生の文を勒してあるを見るに及

んで、即ち又涙を下した。さて予と楠公とは骨肉父子の恩あるでもなく、師友交遊の親あるでもない、自らは如何にして涙が下るかを見るに苦しむのである。朱生に至つては海外の人で、それが反て楠公の志を悲んで居る、我も亦實に舜水を悲しむのである。が、是は最も説明す可らざる者である。退いて考ふるに是が所謂理氣の然らしむるので、楠公、舜水及び予は、皆此理に依つて心と爲して居る者であるから、氣は相屬せずとも心は通じて居る。是が涙の禁せざる所以である。かくいつて居る。松陰先生の是等の考は獨り一個の思想でなく、蓋し當時の日本の志士の齊しく感じたる所である。さて湊川に義公が碑石を建てられたといふことは、今日から考へて見れば、造作もないことと思はれるが、當時幕府の嫌疑を憚らんで、楠公を表彰されたことは、非常なる勇氣の致すところである。義公は全く自己の地位を投出した仕事である。さり乍ら若し此場合に舜水の書いた文字が無かつたとしたならば、或は今日程十分なる結果を收むることが出来なかつたかも知れぬ。自分は此點に於ては明の一遺臣たる舜水が、日本に於ける最近の文明——道義に與つて力あることを證言し得るのである。

三

舜水の日本に投歸し來た事情は、寧ろ悲惨なる事情である。舜水の郷里は、今の浙江省餘姚縣である。姓は朱、古き系圖を尋ねて見ると、明の太祖即ち宗室の一派である。舜水は幼少から異才を

以て目せられたが、時勢の如何ともすべからざることを覺悟して、彼れは仕官の念を絶ち、退いて自らの志を養つて居つた。然かるに舜水が丁度四十五歳に達した時に、流賊の李自成は、首都北京を陥れ、天子は社稷に殉じ、彼れの一族たる施邦耀の如き、何れも節に殉じた。當時舜水は徴士であつた。徴士とは明が處士に與ふべき最高の名譽である。舜水は先づ南京に行つて畫策する所あつたが、在朝者の與みするに足らざることを覺知して、容易に朝命を奉せぬ所から反て彈劾を受くることになつた。而して清朝の當時の勢を見ると、到底自分の國の力だけでは回復することが出来ぬものであると云ふことを知つた。舜水が海外經略の志を起したのは、全く此時に始まるのであらう。彼は同志の者と共に或は安南或は暹羅に、身命を賭して種々畫策した。日本に來たことも斷然歸國の望を絶つたまでには、一回や二回に止まらなかつたので、是も偶然船便で寄港した譯のもでない。明末の歴史を調べて見ると、舜水の知己と呼んで居つた人々は日本の勢力に依頼して、本國を回復するの策略を運らしたことが明かなので、舜水もそれ等の人々と結託して、日本に竊に依頼して本國を回復しやうと云ふ考から屢々長崎に來たことがあるのである。併し舜水は未だ自分の意思を明ら様に發表すべき時機に達しなかつたので、遂に此事に及ばぬで死んで仕舞つた。新井白石の如きは舜水の歿後にかく言つて居る。「舜水先生の世にありし程は、毎事に費へなく、家事を約にせしを、鄙吝なるは唐人の習であると批評して居つた。それは間違つて居る、先生の亡くなつた時に、黄金

三千兩を餘された。是は先生の生存中に義兵を擧げん時の用意であつた。かつて言つた言葉に本國は黄金の價が貴い所であるから。日本の黄金を使つたならば數十倍の働を爲すであらう。斯く言つたことがある所から考へて見ると、先生は其志依然として本國の回復にあつたので、平素蓄積したる幾千金は、皆之に向つて用ひんとされたものである。其志を得なかつたのは實に憐れむべきことである」と評して居つたことがあるが、是等は寧ろ知己の言であらう。

四

舜水が江戸に居つた當時に、種々流言を放つた者があつた。中には舜水は南京の漆工であるなどと悪口を言つた者がある其事は『芝山會稿』に出てあるので安積澹泊はひどく辯解して居る。澹泊は舜水の門生である。けれども其辯解したのを見ると舜水の書いた者に依つて論證されて居るのであつて、どちらといへば頗る薄弱であつた。それ等の事が轉々して舜水に對する多少の批評は免かれなかつたやうであるが、自分の今日研究した結果に依ると、澹泊の解釋は頗る至當であつて、舜水の彼國に於ける位地は、當時の明末の忠臣義士即ち吳鍾巒や張煌言や、黃宗羲などと肩を並ぶべきものであつたと云ふことが自ら知れた。自分の舜水に關せる研究は、此點に於て聊か苦心したのであるが、舜水の書いたもの、中から彼れの友人であると言つて居つた人々をば、支那の歴史に依つて調べて見ると今日では頗る明白な事實が知れて居る。諺に其人を知らむと欲すれば、其友を見よと

云ふことがあるが、舜水の當時の知己友人を調べて見ると、彼れの位地の高きこと數等なることが分かる。文集の中に見えて居る人物で、最も大なる者は監國の魯王、張名振、張煌言、王翊、鄭成功、吳鍾巒、朱永佑の如きであるが、中にも舜水の歿するまで、自分の左右を放さなかつた者は、魯王の舜水に與へた詔勅である。此勅は水戸に現存してあるが是は魯王が安南の旅路から呼寄せて本國の回復に努力せしめむとされた詔書である、で舜水も當時明末の在朝者とは意見が容れられないので屢々本國を離れて居たのであるが此詔書を安南に於る日本の旅舎に居た時に受け取りてから感激して本國に歸つたのであつた。彼れが魯王の朝廷から重んぜられたことは、此詔勅の存在して居るので分かることである。張煌言と舜水との關係は、文集にも「チヨイ」散見して居るものであるが、此人は、明末に於て壯烈な最期を遂げた人の一人である。彼れは、舜水と同じ浙江の寧波の人で、明滅びてから義兵を擧げた一人である。彼れの事業は、明末の歴史と殆ど終始して居るので、明滅びてから凡そ十八年の間清朝の大兵と争つたのであつた。舜水は彼れの目からは、先輩と呼ばれて居る一人である。此人の碑文は、有名な黃宗羲の筆に依つて書かれたので『南雷文定』を讀んだ人は誰でも知つて居るが近き時分に、此人の文集が上海で出版された。それでもつて愈々此人の豪いことが分つた。それは鄭成功が南京を征伐した時の事でも分るが、鄭成功は、彼の案内に依つて海軍を長江に入れることが出来たのである。彼は、鄭成功の依頼に依つて南京の上流の蕪湖と云ふ所

まで兵を進めて、盛に其地方を攻略したのであつた。舜水も其時は南京の攻圍軍に従つて居つたのであるから、此邊の關係は能く知つて居つたことであらうと思ふ。不幸にして鄭成功の軍は失敗したので、張煌言も自ら軍を解いて再び郷里に引戻つたのであるが、それ等の詳しいことを自分で書いた記録が今日では傳はつて居る。鄭成功が支那の内地に志を得ないで臺灣を取らうとした時のことである。其時に張煌言は又豪いことをいつて鄭成功を責めた、それは臺灣など云ふ島は到底長く存続することの出来るものでない、支那の大陸が清朝に略せられて仕舞つたならば臺灣は守るに足らぬものである、あなたの如き明の皇室から待遇の厚きを受けて居らるゝ方は、左様な姑息な事は止したら宜からう、此際には身命を賭して成敗を一舉に取ることに決したら宜からうと云ふことをいつた。鄭成功は張煌言の言に聴かなかつたが、今日から考へて見れば張煌言の忠告は、寧ろ鄭成功に取つて利益であつたかと思はれる。是が舜水の友人の一人である。今一人は王翊字は完勳といふ人である、王翊の事蹟も、當時我國の人々に全く知れて居なかつたので、舜水の親しくして居つた誰でもが嘗て王翊の事を舜水に聞き質したことはなかつた。併ながら文集を繰いて見ると、舜水が一生の間に知己と言つたのは二人しかないと言つて居る。一人は王翊で、今一人は此頃贈位になつた安東省庵である、安東省庵の事は別に述ぶる機会があるが、王翊の事蹟に至つては、餘り多く知られて居ぬやうである。舜水は、江戸に來てから朔日と十五日には、必らず知己友人の魂を招いて、饗祭をしたと云ふことであるが、其時の祭文であると知られて居るものが全集に收めてある。それは第一に王翊を祭つた文である。王翊の事蹟は全祖望の筆などに依つて明にすることを得たのであるが、當時舜水は、彼れの最後に就いて斯くまで詳しいことを知つて居つたかどうかは怪しまるゝが、王翊は最も壯烈な最後を遂げて居る。全祖望の筆に成つた碑文を讀むと大約斯う云ふことが書いてある、王翊と云ふ人は寧波府の慈溪縣の人である。明滅びてから兵を起した。彼れは浙江の四明の山寨を根據地として清朝の兵を防いだのであつた。此の四明山といふのは有名な天台山の一部であつて、錢塘江の東南の地方に連亘して居る山脈である。此山の東麓に舜水の郷里即ち餘姚縣もある王翊の郷里慈溪もある。餘姚の名は我國に多く知られて居る支那の地名の一つで、即ち、陽明の生まれた故郷である。四明の山脈の蓋きた所は、即ち東海で其對岸には舟山列島が横つてゐる。明の魯王は、此舟山を根據地として、四方を經略されたのであるが、舟山は頗る形勝の地であつた。即ち西北に向へば楊子江の河口に出で直ちに南京地方に上ほることが出来る。東南を指せば、福建から廣東の方に向ふことが出来る。東は丁度日本の長崎に來ることが出来る。古來から外國貿易の根據地とされた所であつて、我國でも明代の貿易船は多くこの附近に集まつた者である。魯王は此舟山を根據地として居つたのであるが、舟山と四明山とは相互に密接な關係を持つて居つたもので、兵用語で言つたならば、四明は舟山の前哨陣地と目せらるゝべきものである。一日も四明山

寨が維持されなければ、舟山は保てるものでない。又四明山寨も舟山に依つて重きを爲して居るのである。王翊は四明の山寨に據つて、浙江省の内地を侵略して居つたので、清朝の兵は錢塘江の附近まで出ては来るものゝ容易に舟山の根據地を奪ふことが出来なかつた。本来浙江省の人民は清朝に悦服して居らなかつたのであるから、王翊の義旗の揚がるのを見て、頗るそれに同情を寄せたのであつた。舜水は此人と行動を共にして、此人の爲には頗る奔走することがあつた。日本に来て援兵を請ひたいと色々計畫したことも、此王翊との間の相談の結果であつた。王翊は頗る勇敢に戦つたので清朝の側でも四明の山寨を抜かなければ浙江省を取ることが出来ぬといふことになつた、それで熟議の結果、四明山の東西から攻撃した。四明は遂に陥落して王翊は舟山に逃がれた。彼は更に舟山から又陸地に向つて歸て來たが其途中に彼は團練の爲に擒にされた彼の生命は此時に盡きたのであるが、其末期の壯烈なことは、全祖望の筆に依つて一段に明白になつて居つた。舜水も當時の事は略々知つて居つたやうであるが、王翊は清朝の兵に酷く悪まれて居つたので、死刑に處せらるる際に、清朝の將軍は王翊の肩を射或は頬を射、或は胸を射たけれども、王翊は恰も植木の如く殆ど動かなかつた、そこで此度は胸を射て三度まで射られたけれど尚ほ倒れなかつた、遂に肩先きや耳を切り尚ほ倒れないで、首を打落されて始めて倒れた。彼れが死刑に臨む前に友人が來て絶命の詩を書いて呉れと言つた。彼は筆を取つて直ちに書いた。さうして其の筆を書いて呉れと言つた男の

面に投付けてやつた。捕はれてから毎日鏡に對し鬢の毛一筋も紊すことがなかつた。從容として兵士に、御前たちに「漢官の威儀」を見せてやらうと言つて居つた。舜水の弔文の中に、王翊の最期を整にして暇なりと言つて居るが、是は能く當つた言葉である。要するに王翊の四明山寨が滅んでから、浙江省は中心點を失つて、遂に清朝に全く占領さるゝことになつたのである。此の王翊一人の娘があつた。此娘は黃宗羲の子の百家が許嫁であつた。王翊が亡くなつた時は歳十三であつたが、滿洲の將軍に掠奪されて仕舞つた。其の後清朝の杭州の將軍の部下に養はれて居つたが、此部下の者は忠臣の娘であると云ふので、殆ど自分の子供の如く愛育して居つた、娘も亦此將軍を見ること父の如くして居つたが、大きくなつてから別に聲を選ばんとした時、娘は其事を聞いて不意に自ら首刎ねて死んで仕舞つた。杭州將軍は酷く驚いて之を鄭重に葬つたといふことがある。是は舜水の知らぬことであるが、舜水の娘にもこれに類似した悲劇があつたから、彼をして知らしめたならば一層の感慨を起さしめたと思はれる。鄭成功と舜水との關係は餘り親しくないと言つて宜しい、舜水の仕へて居つた君主は魯王と言つたので、鄭成功は唐王を奉じて居つた、後に永曆帝を奉じて居つた。魯王は鄭成功には寧ろ虐待されたのである。唐王と云ふのは福建省に於て、鄭成功の父の鄭芝龍に擁立されたので、此唐王と魯王とは親しい間ではなかつた。左様な關係からして舜水と鄭成功との間は餘り親しくなかつたのであらう。今一つは性格が全く相違して居る。鄭成功の性格は

どちらかと言へば武官肌で、舜水は文官の性質を具へて居る。文事を重んずるといふ側である。鄭成功は逆に取て順に守るといふ側で、舜水は一不善一不義をも敢て爲さぬ、他迄も名を正して、正しからざれば従はずといふ側である。彼は嘗て舟山に居つたことがあるが、其土地たる四面海を以て廻らし、多数の軍隊そこに駐屯する時は、殆ど生活に苦しむ土地である。随つて舟に居る兵は、常に陸上に向つて掠奪を試みることになるので、舜水はそれ等を見て苦々しく感じて居つた、左様な不正な盜賊に類した行爲までをして何も此土地を守る必要はない。それよりも安南や暹羅に行つて利殖を計り或は日本の兵力に依頼して回復を圖つた方が寧ろ順當である、自分は舟山に居つて斯る生活をするには好まぬと言つた。是等は大分鄭成功などのやり口とは反して居るので、頗る一儒者の見識であるが、其見識の當時の時勢に當つて居るか否かは知らぬけれども、明かに二人の者の性格が違つて居たといふことは知れて居る。全集の中にも鄭成功に與へた手紙の断片があるが、彼れは諄々として經世興國の大義は仁徳を起すにあるといふことを説いてあるので、當時鄭成功が見たならば、或は迂濶にして通せない者であると思つたかも知れぬ。然れども舜水は當時聲望赫々たる鄭成功の下に付かないで、獨り自分の志を行はむとしたことは彼れの性格に於いて一段の崇高を示すものであらうと思はれる。此等の人々は皆舜水の友人で、或は同輩或は後輩といふやうな者であるが、是等に依つて見ても舜水の位地といふものが頗る高かつたといふことを證據立てることが出来るのである。

五

義公と舜水との關係は、寛文五年の七月に始まつて、天和二年の四月まで即ち十七年の久しきに涉つたものである。舜水の初めて江戸に到着した時は、既に六十六歳の高齡で、海外に漂泊すること二十餘年、言はゞ學徳の殆ど老熟の域に達した時代である。斯る人物の當時文化の中心たる江戸に參つたといふことは、餘程注意すべきことである。自分の知つて居る所でいふと、獨り義公が當時の門人となられたばかりではない。當時の江戸に於ける識者は、殆ど舜水に交りを求め、或は下りて門生となつた。其第一は諸侯及林家の一族第二は木下順庵の如き、浪人では山鹿素行などで、何れも舜水と交りを得て、新たな知識を得んと努めたるものである。茲に注意すべきことがある、それは舜水と云ふ人は普通の學者ではない、日本の當時には朱子學であるとか、陽明學であるとか、所謂性理の學が行はれて居つたが、舜水は明の末に於て自分の國の學者が、空理空論に流れて國の經濟政治を疎にしたことを深く懲りて居つた者であるから、殆どそれ等の學問に對しては論及することがなかつた。寧ろそれ等性理の學問に對しては避くる所あつたものである。然らば舜水の學問は如何なる學問であつたかと云ふと、我々は彼の學問は古學である、古學の中でも伊藤仁齋などの唱へた古學とは違つて居つて、實學即ち眼前の禮樂刑政を究むることが學問の主旨であつた、ちよ

つと例を取つて見ると顔習齋に似よつた所がある。義公は嘗て斯ふいふことを言つて居る。

先生は眞の經濟の學問なり、假令曠莫無人の野にて都邑を一つ興起せんに、士農工商それらの者を集めざらんには事成就せまじ、然るに先生一人おはせば、恐くは不足なくして都邑成就すべし、先生は詩書禮樂より田畑の耕作家屋の造様、酒食鹽麴のことまで、細密に究得せる人也、此人おはせば、人間の所作に於ては不足なく、教道すべき人と覺ゆなり。

舜水の學問のいか様なりしかはこれでもわかる。舜水は又嘗て義公の依頼に依つて學宮——大成殿の模型を作つたことがある、我國の大工は、何程指圖しても埒が明かぬことがあつた、すると舜水は自ら刀を下し、或は大根など切つて自ら模型を示したこともあるといふを聞いた。此模型は實物の三十分の一であるが、今日でも水戸の彰考館の庫に保存されて居る。我々は之れを見る度毎に當時を思ひ出さず居られないのである。何せなれば是は義公が生前にいたく自慢されたので、舜水が一年餘を費して此模型の出來上つた時に、今の駒込の第一高等學校即ち舜水の館のあつた所に於て、此模型を陳列して多數の學者を呼び集め、さうして孔子祭典の儀式を演習させたものである。義公は水戸の記録に依ると自分の郷里に大成殿を建設するといふ考で舜水に作らせたといふことであるが、自分の考では左様なことではなかつたであらうと思はれる。それは今日の湯島の大成殿は全く舜水の模型に依つて出來たものであるが、あれは學宮の一部にしか止まらぬのである。若しも

舜水の遺して居つた模型に依つて總てを作ることになつたならば、到底水戸藩の資力で出來ることではない、天下の財を以て漸く經營することの出來るものである。そんなことは義公は必ず知つて居られた筈である。義公の此模型を作られたと云ふことは、日本の爲め天下後世の爲に模型を遺して置かれたものであると、斯く判断するのが寧ろ至當であらうと思ふ。義公の事を近頃書いたものに色々あるが、此事に付いて詳しく述べられたものはない、自分は甚だ遺憾に思つてゐることである。我々の聞いた所に依ると、陛下が薨に水戸に行幸された時に、親しく此模型を御覽なされて、次いで水戸に保存されてある舜水の木像をみそなはされた折に、是が前に模型を造つた舜水であるかとの仰であつて親しく御手に觸れさせられたと云ふことを承つて居る。これは義公の遺蹟を表彰するばかりでなく、日本人の我々の先輩が遺した記念物としても、これらは一種の國寶として保存するべきものである。又是等は東洋の一つの文化の遺物として四方に誇るに足るべきもの、一つであらうと思ふ。

六

舜水の學問の如何なる系統であつたかといふことは直ちに水戸學に關係する次第であつて、何人も知らむと努むる所である。或人は極めて簡單に解釋して居る。それは舜水の姓の朱と云ふのは、朱文公の朱である。で朱子學といふものは、舜水が持つた來たのである、水戸の學問は其朱子學を

受けたのである。斯ういふことを以て舜水の學説を解釋せむとする人があるが、それは間違つて居る。舜水は曩に述べた通りに宋學は好む所でなかつた。吾々の研究では明の末に於ける、浙江江蘇の學問を見ること、舜水の學問もその範圍に漏れなかつたと云ふことが分かる。浙江江蘇はいふまでもなくも支那の學術の源泉を爲す所であつて、一般に江浙と言つて居る。江浙の學問は明の中頃から著しく發達して居るのであるが就中明の末には大なる學者を出して居る。一人は崑山の顧炎武で、今一人は舜水の友人であつた黄宗羲である、黄宗羲は餘姚の人で、即ち舜水と同郷の人である、顧炎武の學問はどちらかと言へば、名法雜陳の譏りを免かれないけれども、清朝の始めに當つて、所謂實學を唱へた所の首唱者である。黄宗羲はそれと趣を異にして、陽明學の系統に屬する人である。然れども明末の黄宗羲の首唱した學説は、大に趣を異にして居る。彼の文集を讀んで見ると、所謂陽明の學問に類似した所は甚だ少くないので寧ろ實學とも視るべく、又た一面には復古的の性質を帯びて居る學問である。彼は議論に長じて居つたが、それは浙江人の學術の特色を發揮して居るのであるけれども、其議論を作る基礎の歴史の材料に基いて居るといふことは、是は餘程注意すべき點である。要するに黄宗羲は明末の陽明學の大家であるけれども、所謂陽明學を首唱しないで史學を首唱した者である、又一面から見ると制度典禮を研究した者である。黄宗羲の著述の中には「深衣考」と云ふものがある、或は「今水經」と云ふものもあるが、是等は從來陽明學者の手には殆ど攻究され

たことのないものである。我々の見る所では浙江の陽明學は明の末に至つて餘程趣が變つて來たので、所謂陽明學は當時の人心にあかれて仕舞つて、實際の制度典禮を研究するといふ一種の學問の傾向が生れて居つたものと思はれる。此傾向は舜水の學問に於ても明に見ることの出来るのであつて、彼れが一言も理學を談じないで徹頭徹尾實學を首唱して居つたといふことは、又齊しく當時の浙江の學問の範圍を出なかつたといふことの證明になるのである。黄宗羲の學術は一轉して史學となつた。その動機は色々あるけれども最大なる原因は彼等が清朝から壓迫されて政治上の權力を失ひ、言論の壓迫を加へらるゝので、彼等は歴史を研究して天下後世に確かなる事蹟を傳へやうといふやうな傾になつたのである。舜水の史學に對する意見も、たしかに此傾向を持ちて居つたことと思はれる。今日までのところ、大日本史編纂の事業と舜水の直接關係は知るに由ないが、彼が高弟の安積澹泊がその總裁ともなり、且つは最も史論に長じて居つたところを視ると、たしかに、その師たる舜水に負ふところがあつたといふことが出来るのである。所謂宋學と史學とは關係の無いものである。

七

舜水が當時諸侯の家臣に對して善良なる影響を與へたことは想像に餘りあるが、自分の知る所を以てすれば、最も著しい感化を受けたのは水戸、其次は加賀侯であつた。加賀侯の祖先には當時松

雲公といふ方があつた。此方の時には木下順庵は加賀邸に聘せられて居つた。この關係からでもあ
るが、第一舜水の居つた駒込の館と前田侯の邸とは、最も近かつたので、親しく往來することが出
來たのであると自分は考へる。加賀侯には今日現存して居る舜水の遺蹟が極めて多い。有名なる楠
公櫻井訣別圖の讚がある。圖は狩野探幽の筆したもので、それに舜水の自ら讚を書いたものである。
即ち今日湊川の碑の後ろに刻まれてある文字は是と全く同一なるものであるが、斯様なものを松雲
公が舜水に書かせられたといふことは、全く自分の家臣に木下順庵が居り、順庵の推薦に依つて舜
水の弟子となつた五十川剛伯の周旋する所であらう。松雲公は又た以前には網利といはれて居つた。
舜水はそれに對する網利字取益の字説を作つて居る。それから奥村庸禮即ち奥村男爵の祖先にあつた
る人で、當時加賀の老臣であつた。此人等は父子つれだちて舜水の門に入つたものである。聞く所
に依ると庸禮は資性極めて嚴格で、平生は己に若かざるものを友とする勿れといふ古語を口くせに
して居つた。且つ當時既に六十以上の齡であるにも拘らず、舜水の學徳にはいたく推服して自ら門
生となつた、舜水の親しく庸禮の家に赴いた時に、家に童僕數十人を有して居りながら、舜水に奉
ずる食物は、手自ら之を下して一切他人を煩はさなかつたといふことで、舜水も酷く其禮儀に感じ
たといふことである。彼は舜水に就て儒學を聞いた。舜水のいふことは面白い、貴殿はお年が寄つ
て居るから、眞の儒學を學ばんとするには、少し遅れて居る、左様なことをやらるゝよりも、專ら

貴殿の職分を盡すの方法を考へられた方が宜い。それには資治通鑑といふ書物がある。之をさへ讀
めば、貴殿は君公を補佐して惠澤を封内に布くだけのことは收めてこの一書にある。之を讀んだ方
が一番宜からうといふことですゝめた。そこで庸禮は親しく通鑑を讀んだといふことである。舜水
文集にも庸禮との往復文は幾らも載つて居るが、悉く民政に關するものである。予はこれらに對し
て下のごとく觀察する。舜水は自分の國に行はれなかつた理想を、悉く是等の人々に授けて、さう
して惠澤を民生に與へんと欲したものである。彼の言つた言葉の中に、自分は日本に来て、少しも
外國に居つたといふ感じはしない、日本の國の人さへ自分を信するならば、自分は此國の爲に出來
得る限り助力したいものであるといふことをいつたことがある。畢竟するに、斯の如き感想を起さ
せたのは當時の日本人即ち義公を初とし、學者といはず武士といはず、一切の人々が舜水の學徳に
對して十分なる尊敬を拂つた結果、斯の如き考を起したものであらうと思ふ。要するに、舜水の一
言一行の、當時の諸侯の政教といふ上に就て、著しく影響を與へたものであることは、朱舜水全集
に依つて疑ふことの出來ないものである。(完)

時代思潮と湊川建碑

後藤 肅 堂

一 楠公埋骨の地

楠公の墓を研究せんには、先づ其遺骸の葬所に就て吟味せざる可らず、楠公遺骸埋葬の事を記するもの、廣嚴寺所藏明極和尚行狀あり、廣嚴寺は楠公墓の北數町に在り、俗稱楠寺とて有名なる寺なり、行狀の記する所に依れば、明極は元の歸化僧なり、來りて此寺に住す、正成が兵を率ひて湊川に到るや先づ此寺に到り明極に會して禪を問ひ大悟徹底して去る、正成の戦敗るゝや、此寺中の無爲庵に入りて耦刺して死す、明極乃ち其遺骸を函に入れ庵側に葬る、これ今の墓なりと。

これ實に後世編徒の誇りとする所にして、禪と武士道との關係を説く第一要目たり、此書は或る程度迄世に信せられ、殊に流布本太平記は後世此行狀の意を混入して頗る要領を得ざるものとなり、今之を古寫本太平記に依りて對校すれば如左（古寫本太平記とは今の世に傳ふる尤も古き本として、豊太閣より木下利房（長嘯子の嫡子）に賜ふとの傳來ある、重野博士が太平記作者の原本にはあらざれどその違からざる時代の寫しなることは疑なきが如しと云へる所謂神田本太平記を云ふ。）

（古寫本太平記） 三時計ノ間二十六度迄アもミアヒける、されハ楠公兵營村れて、
（流布本太平記） 三時が間に十六度迄戰けるに、其勢次第次第に滅て後は纔に七十三騎にぞ成に

正成ハ打破て落ベカリし共、即チ出しより世間ノコトハ是迄ト思定たりけれハ、
ける、此勢にても打破て落ば落つべかりけるを、楠京を出しより世の中の事今は是迄ト思所存あり
ければ、一足もひのズ戰て機已につかれければ、湊川の北に在家の一村アル中へ走り入て腹ヲ切らんとして、
直に弟正季と七生滅賊の間答ありて兄弟さしちへて同じまくらに臥しけりとあり
ん爲に鏡を脱で我身を見るに、斬疵十一箇所迄を負たりける、其外七十二人の者共も皆五ヶ所三ヶ所の疵を被らぬ者は無りける、楠が一族十三人手の者六十餘人、六間の客殿に二行に居并て念佛十遍同音に唱て、一度に腹をぞ切りける（此次に弟正季と七生滅賊の間答ありて後、兄弟共に差違て同じ枕に臥しにけり云々。）

流布本中六十餘人六間の客殿に居ならびと云ふ所、これ實に明極行狀の文意の後世混入されて、其死所の廣嚴寺中なりしを云へるなり、文の續きの拙なる、木に竹を繼ぐの觀あり、一見竄入の痕を見る。

而して此が原料たるものを明極和尚行狀とす、曰く。

敵兵海陸競進、兩陣交鋒、離合十有六回、正成終人ニ當寺之無爲庵、而昆季列坐自殺、殉死者千人、禪師速入ニ庵中、函ニ遺骸、避庵百弓許葬焉、晝誦夜禪資福云、實是建武三年五月二十有五

日也、火ニ無爲庵、共失者七宇也、帝追ニ悼正成、潸然大息不已、贈正三位羽林中郎將矣。此明極行狀なる書は早くより史家の間に疑はれて偽書の目ありしが、近日の研究は全く其馬脚を暴

露せり、抑も此廣嚴寺は正成戦死の翌延元二年乃ち北朝の建武四年に、攝津の守護赤松範資の創造にかゝり、後十五年北朝の觀應二年範資卒して功未だ就らず、嗣子光範遺志を繼いで諸堂を造營し、更に三十三年にして永徳三年漸く落成す、而して明極和尚は正成戦歿の後四ヶ月にして九月二十七日に寂し、死後に此寺の勸請開山となる、此事は太清和尚語録に明徴ありて疑ふべきにあらず。明極和尚行狀奥書に、建武三年仲冬二十七日向上庵裡騰寫鐵堂楚心和尚とあり、これ寂後三ヶ月に成るとするものなり、此書に此寺の事を記して、元徳元年後醍醐天皇の勅願に依て草創し、醫王山廣嚴寶勝禪寺の號を賜ふとあり、後世寺傳も之に縁り攝津名所圖會其他の書にも記されれば有名となりたれど、總て偽りなること上記の如し、太清和尚は宗渭と云ふ、南禪寺の第四十三代なり、其語録中に攝州醫王山廣嚴禪寺供養佛事陞坐なる一篇ありて備に此寺の由來を載す、これ此僧此寺の供養佛事の導師となりて、同寺に於て大衆に散説したるもの、其陞坐散説の中に詳に寺の由來を解く、事は上に略記したるが如し、故に此寺は實は楠寺に非ずして却て其當面の敵たる赤松寺たりし也、而して正成戦死の當時此寺の無かりし事は明なるも、其地は如何なりしやと云ふに、散説中に草創の事を記して、建武丁丑歲、起中福廢趾、革律爲禪云々とあれば、此處律宗廢寺の趾なりし也、而して行狀に正成の生死交謝時如何と云へるに對して、明極が兩頭俱截斷、一劍倚天寒と答へられし語は、明極和尚語録中に在りて南禪寺上棟の時の語なりとす。

かゝる次第にて明極行狀なるものは、全く後人の僞托に出づる事明なれば、其記事の信するに足らざるは勿論なりとす。

而して大日本史が正成の死を叙するの一段、史眼徹底して惑はず、明極行狀及太平記を斥け、入民屋交刺死とす、燃犀の靈ありと謂ふべし、後の南山史、南木志等皆之に従ふは共に佳し、左るを今日猶明極行狀を土臺として、正成戦死の跡を考證せんとする者あるに到りては、其愚終に及ぶ可らざる也。

右にて正成遺骸埋葬の事の無根なるは、最早一言の辯を費さずして明なり、馬革に包むの骸は如何に成りけむ、遊魂それ何れにか歸する。

左れど正成は當時に評判よき人なりき、太平記に。
 智仁勇の三徳を兼て、死を善道に守り功を天朝に施す事、古より今に到る迄此正成ほどの者は未だなかりつるに、兄弟共に自害しけるコソ、聖主再び國ヲ失ヒ、逆臣横ニ威ヲ振フベキ其前表なれとて、有智ノ人ハヒソカニゾ眉ヲゾヒツメける(古寫本)。

とあり敵方の書たる梅松論にも亦た。

誠實才武智の勇士ともかやうの者をや申すべきとて、敵も味方もおしまぬ人ぞななりけり。

又た國史略に記して、北畠玄惠後語直義曰、聖徳太子以降可稱賢徳者楠判官一人耳、其爲三時

入所欽慕、如是とあり、出所を記せざれど著者松苗多く紳縉の秘書を見る、其言信す可らざるに非ず。

殊に尊氏尤も正成と親しく、歿後其首を故郷に贈りしと云ふ有名なる談を傳ふる程なれば、敵か味方かに依りて遺骸の葬られしこと無しとも言ひ難し、殊に其地當年決戦の地たる事疑なければ、此地に正成の墓ある事尤も自然なり。

二 顯晦時あり

而して足利時代を通じて戦國より徳川氏初期に到るの間は正成が世に忘れられたるの季間なり、此間に未だ曾て軍師としても、忠臣としても正成の名の用ひられし事なし、加之北朝と足利氏とより云へば正成は正しく逆臣なり、敵なり。

寛正四年楠某(民部少輔と稱す)將軍義政を討ち損じて殺されし時の事を、碧山日録寛正四年の頃、東福寺僧大極楠木氏往昔、領天下兵馬之權、斬人頭不知幾萬級、強半戮殺無辜之民、潰亡之後、其遺孽被獲、於官者、咸死刑官之手、惟積惡之報也云々とあり。

楠公積惡は随分奇抜也、これを明治維新の初一年に、神社造營、神號追證、その時神祇官への達に、精忠節義、功烈萬世に輝き、眞に千載の一人、臣子の鑑大政類典第一篇とあるに思ひ較ぶれば、扱も變れば、變る者かな。

これを楠氏名字の湮滅期とす。

正成の名の湮滅と共に、其墓の事も世に傳ふる所なし、而して吾人の知るを得べき尤も夙く之を世に紹介せしを貝原益軒とす、自娛集中に楠公墓記あり、中に云ふ(寛文四年)。

今茲春暮、余發自京師、將歸故里、偶阻西風、泊舟於攝州兵庫、攝衣下船、陸行到湊川北、而見公之墓、墓在平田之中、榛莽蕪穢、無堦墜、無墳封、又無碑碣、塋上唯有松梅二株、悲風蕭々、春草青々、余歎歎良久、低徊不能去下略。

彼は一旦其墓表を建てんと企てしも、謙讓の心より賤人却て古烈士を汚さんことを恐れて止みたり、此時の事を先哲傳に。

益軒嘗て湊川を過ぎ、楠公の昔を追想し、公の梗概を片石に記し、遺蹟を永く存せしめんと、兵庫の富商に議して、すでに楠公の碑文をえらみて與へければ、富商喜びて、や、石工にも謀る所ありけるに、俄に使用して其稿をとりこしけるに文章の改削もやと付屬してかへし、かば、やがてまた使して言傳せるは、我等思ふに楠公の勳功日月をも比すべきに予の如き淺學の筆もて記したらんは躑等の事なれば、此事やみぬ、貴殿へ粗忽の約を申したり、許し玉へとありしゆゑ、富商も本意なしとて悔けるとぞ、其後西山公朱舜水の文をもて楠公の碑は建ぬ、益軒の爲實謙遜もこれとともに尊むべし慕ふべし。

左れど此文は建碑にも況して後人を益せり、吾人は依りて以て當年の實景を知るを得。況や此文先驅を爲して後二十一年義公の建碑を見るに到れり。古今を通じて楠氏の墓を建て得べきもの、夫れ眞に義公一人のみ。而して碑陰に朱舜水の文を得たる、これ又以て古今に亘りて唯一楠氏の墓に題すべきもの、此雙絶ありて楠氏の墓以て不朽の意義を有す、正成死後茫茫三百載、それ待つありしか。

益軒が楠公の墓に就て記せしより後二十一年、義公に依りて湊川碑が建てられしよりは前七年、楠公墓畔に自殺せしものありき、遺書に詩あり曰く。

重義名將戰死任。至今一塚堆湊川。誰知霜刃默然意。梅霜垂涕松促煙。

而してその末に眞享二乙丑十月二日、橋成信と署す(假名世説)此もの自殺の理由の何たるやは、終に解す可らず、従て一死何の世に影響する處なしといへ共、其絶命の詞は偶然にも楠公墳の有様を知るを得べし、其一塚堆は益軒記す所と符合し、塚上梅松猶恙なし(義公建碑の頃には松既に枯れて獨り梅樹を存するのみ)。

左れど當時騒亂の餘、百事猶荒廢に屬するもの多し、此頃俳人芭蕉吉野に遊び、後醍醐帝の御陵に詣して「御廟年を経てしのは何を忍ぶ艸(野ざらし記行)の吟あり、荒廢のさま思ふべし、之と殆ど同時に遊びたる益軒はそのさまを記して「樹木叢生、寂々傷心(太和めぐり)と云へり、左れど

これ猶其御陵在所判明す、以て幸とすべし、南朝最後の帝後龜山帝に到りては、大日本史完成の時猶葬地不可考とするの止むなかりし也、左れど猶甚しきものあり、義公湊川建碑の後四年元祿九年に成れる松下見林の前王廟陵記に、皇祖神武帝陵のさまを記して「百年以來、塚爲糞田、民呼其田、字ニシブノ田、暴汚之所爲、可ニ痛哭一也、餘數畝爲一封、農夫登之、恬不爲怪、及觀之寒心」と云へり、而して皇陵の始て修營せられたるは、元祿十二年細井廣澤の建議に依りし時に在りて、しかも此時只繞らずに竹垣を以てせしのみ。

しかも此時南朝三帝與からず、而して微臣正成早く其前三十五年世に紹介され、七年前に建碑の榮を見る。

三 益軒と省庵

近日黒田侯爵を總裁に戴きたる益軒會より刊行されし益軒全集の首に記されたる傳中に、「湊川に於ける建碑の企圖」なる一項あり、其首に曰く。

先生の八十餘年に涉りたる一生の行實中頗る異彩を放つものは、蓋し寛文四年三十五歳の春、京都より國に歸るの途次湊川の古戰場を過ぎ、自ら私財を以て楠正成の一碑を立てむことを企圖し、しかも身の鄙賤にして其人に非るを顧み、やがて經營半にして思止りたる事蹟なるべし。

其後二十七年にして義公に依りて湊川の楠公碑は建てられたり、此事に就て建碑の主任の佐々宗淳

なるより、宗淳と益軒との関係より、益軒建碑の思想が水戸に傳はりしに非るやの徑路を尋ねて曰く。

義公湊川建碑の前七年、貞享二年の夏佐々宗淳は大日本史の資料採取のため光圀の旨を受けて九州の諸國を巡遊し、南の方薩摩に到りて歸りしが、筑前に來りし時は、先生藩の命に依りて迎接し、封内の古文書を太宰府に収集し、宗淳の閱覽に供せしかば、宗淳は自ら跋渉搜索するの勞を免れ大に之を徳としたる明確なる事實あり、此時先生と閑話して種々の事に涉りたるは自ら察すべし、宗淳は光圀に近侍して親信を蒙ること最も深く、水戸に退隱して薨去したる時まで仕へたる人なり、是に於て平竊に之を疑ふ、宗淳が光圀の旨を受け、往いて湊川に「嗚呼忠臣楠子墓」を建てたるもの、豈先生夙昔の企圖直接若くは間接に光圀君臣を刺衝し、その用る所となりたるにあらざる歟(中略)先生の之を企圖して半ばに思止りたる後二十七年、佐々宗淳の入筑の後七年にして建碑の舉始て成りたるを詳にするときは、此間の裏面先生また自ら多少の關係なきを保する能はず、伊勢の津坂東陽若くは安藝の阪井虎山なりしかと記憶す、曾て先生の企圖より見て光圀の建碑に及び、待つ所ありしに似たるを云ふ、然れども先生と光圀との關係を詳にして之を見れば、豈に獨り暗に待つ所ありとのみ云はむや云々。

右の文中に云へる先生暗に待つ所ありしに似たるを云ふとは、津坂孝綽の、按記「楠公墓」者、始於貞原翁、無何源義公有建碑之舉、非此爲之前予平と云へるものなるべし、意味に於て少しく相違す、かゝる事を暗記に取りて證據に引かるゝは危し。

益軒の意見の義公建碑に影響ありしや否やは未だ遽に斷すべからざるも、其楠公表彰の功の大なるは忘る可らざる也。

益軒を知ると同時に省庵を記せざる可らず。省庵安東氏名守約、柳川藩の儒なり、舜水の始て我に來るや人未だ之を知らず、省庵其祿の半を割て奉仕最も勤む、舜水の我に來るは萬治二年にして、其翌年人の楠公畫贊を求むるものあり、省庵乃ち楠公傳を草して舜水に呈し、舜水依て之が贊を作る。後年省庵其著三忠傳に序して曰く(天和三年六月。)

朱老師在長崎、有友人求楠公父子畫贊者、乃作傳呈覽、蓋二十有三年于今矣、自羅山先生立傳、至彼時五十有七年矣、不幸不得見下。

是より先き林羅山慶長九年に正成傳を作る、彼其文に付記して曰く、君子曰藤房去之、正成死之、建武有二忠臣焉、(羅山文集)。羅山此時二十二歳、太平記の文を漢譯して其師惺窩に呈し、以て作文の資としたるのみ、眞に楠氏を知りしに非る也、その他當時に在りての楠公論、山崎闇齋の「正成は諸葛孔明の亞也(泰山隨筆)」と云へる、熊澤蕃山が「正成智仁勇を兼ぬ之をして聖賢の學を聞かしめば文武の君子と謂ふべし(集義和書)」と云へる共に未だ徹底せざるの觀あり。

省庵が舜水の爲に楠公傳を記したるは、實に益軒の楠公墓記の成る前四年なりとす。

楠公碑建設者たる義公の師たる、併せて其碑の裏書人たる朱舜水は、來朝の翌年、しかも日本の關門たる長崎に於て、斯くの如くにして楠公を知りしなり。

日本に於て始て舜水を知りしは省庵なり、舜水が始て知りし日本の偉人は楠公なり、舜水常に省庵を稱して知己とす、而して更に其紹介に依りて、より大なる新知己を得たる也、後年安積澹泊は跋今井魯齋弔楠公文の中に於て、楠公碑陰の銘を以て舜水長崎に在るの日作る處とす、その果して然るや否やは疑問なるも、彼が楠公を知りて爲に其贊の一(今文集に在る者三)を作りしは實に此時に在りしなり。

而して後更に楠公好きの義公と相得て、其歿後其文が楠公碑陰に刻せられて、三者永く同棲を得、その因縁豈奇ならずとせんや。

省庵の名夫れ遂に没す可らざる也。

これ實に湊川建碑の前三十二年也。

益軒が義公と直接相知らざりし如く省庵も又た相知らざりし也、左れど益軒が宗淳を通じて其意を通するの便ありしと同く、省庵も又た舜水を通じて其意を通するの路ありし也。

省庵の歿後安積澹泊が其文集に序して。

先生(舜水)嚴毅、不妄許可、至若知己二字、絶不假借、其得與焉者、唯兵部侍郎完勤王翊一人、而得省庵於萬里之外、以爲再遇、願非其中有大過人者、則不與於此。

と云へるが如く、省庵の話はいくたびか義公の前に語られけむ、しかも楠公好なる二人者の話は、いくたびか省庵の楠公傳に及びけん。

而して楠公表彰の二祖たる省庵と益軒との關係は如何といふに、彼等は生前相見ざりし也、されど互に相識りし也、省庵歿後其遺稿の序を需められ、益軒之に書して曰く。

愚默焉念之雖生無因一見、嘗讀其文、以察其少溫矣、而今拒斯托、則唯恐睽余夙素所欽也、終所以操斧於班郢之門、而不揣強顏之譏也。

かくして楠公の表彰者は首尾聯環一圓となりし也。

四 元祿と楠公

時代はや、下りたれ共楠公表彰に就ては又た淺見綱齋を忘る可らず、歌ふて曰く「菊水之旗天誅維れ揚り。櫻井之書世綱維れ光る」と、曾て揚言して「時ありて機を得ば義兵を擧げて王室を助けし、著書の志も此に在り」と云へり、著書とは靖獻遺言なり、書中前賢命を苦節に致すの處、これ實に其反面に湊川の一死を映寫す、此書著述の年月未だ考へずといへ共、自著の同書講義の跋に元祿二年とあり、これ實に湊川建碑前三年なり。

此頃俗間に於ても又た太平記讀みなるもの出づ、元祿三年版の「人倫訓蒙圖彙」に載せたる太平記よみは、編笠弊衣手に書物を持ち、人の門に立ち錢を乞ふの乞兒なり、詞書に「近世よりはじまれり、太平記よみてのものもらひ云々、又た祇園の涼、札の森の下などにては、むしろしきて座を占め講尺こそおごりならめ、それを又小首かたふけて聞るものもあり、とかく生類ほど色々あるはなかるべし」云々とあり、寶永七年版の西鶴が伽羅女には、大阪生玉神明内にて太平記讀みが發賣を張りし中に見臺を置き太平記を讀む事を記す、太平記中の人氣役者は勿論楠公なり、此氣運は終に近松門左衛門を驅つて吉野都女楠の曲を作らしむ。

當時太平記の流行甚しく、上下に亘りて南朝熱と楠氏熱とを鼓吹す加賀松雲公傳（明治四十二年前田侯爵家編）に、公が南朝表彰の事蹟を述べて云ふ、其初め公を感發したるものは、蓋し太平記に淵源せり、抑々太平記の前田氏に影響する頗る大なり、初め利常公の時僧日翁といへるもの此書を進講し云々、故に公未だ成童ならずして、夙く南朝忠臣の事蹟を欽仰せらる云々」利常は利家の孫にして公の祖父なり、利常萬治元年を以て卒す、その前十二年正寶の三、水戸義公年十八にして始て修史に志すと傳ふ、太平記の加賀に入るはそれ又た此前後に在るか。

而してこれ獨り加州侯のみならず、太平記の流行は海内に沿く、從て南朝熱と楠氏熱とは、冥々裡に人心の秘奥に詩き付けられつゝありし也。

一葉落ちて天下の秋を知る、徳川の榮華三代にして其極に達し盛衰既に衰影を浮ぶ、義公修史に志すの後四年、三代將軍家光薨じて、江戸の地早く既に楠公兵法を標榜したる由井正雪の亂起る。

かくて又九年舜水來りて我に投じ（外務省編の外交志稿は此歳を以て舜水歸化とす）其翌年省庵の傳に依りて楠公畫贊を作る、而して更に四年にして益軒に依りて楠公の墓世に紹介され、その翌年舜水義公の聘に應じて江戸に來る、義公の志を立つるは伯夷傳に在りとす、而して公と世とは今や眼前に、義周の粟を食まざるの夷齊を見るを得たり。

而して舜水が加州侯のために楠公像贊を探幽畫上に題せしは、その後四年なりとす、更に十三年にして（天和二年）舜水江戸に歿し、かくて更に六年を元祿の元年とす。

元祿の世は實に楠公表彰の時代なりし也、其時代思潮が義公の手に依りて活現され、こゝに湊川建碑と成りし也、故に一方の意味より見れば、一基の楠公碑は尊王論發生の記念塔なり、而して更に建武の失敗と明治の成功とを結び付けし王政復古の燈明臺なり。

湊川碑の建設を考究するもの、必ず先づ此眞意義を了解せざる可らず。

義公の楠公好きは殆ど其極に達せり、左の一話の如きは如何に其然るかを見るに足るべし。
元祿五年壬申六月、佐々宗淳在河内、觀楠公神牌及行狀等、知其有贈正三位左近衛中將事、致書報之、西山公見其書大喜、數日之間、顔色欣々然、中村顯言時侍左右、退謂同僚曰、

公考ニ究忠臣義士之事、造次顛沛、莫不存心、故欣慕之誠、見於外者如此、因告諸肅公、又語一二好古之士、皆莫不拜躍(修史略)。

水戸彰考館の参考太平記は、明極行狀に就て、其他事實、有疑故不採焉と排斥し乍ら、獨り之に記して、蓋惟於斯人一有即附位此舉也、千載之下、猶令忠臣義士、感發忻慕、不亦悅乎、今所行于世太平記大全、載贈官位事、此書雖不足採、令偶符合古牌、然則其據乎、嗚呼惜哉、瑛珠混玉と云へるは、これぞ義公が楠公欽慕の反映と思へば、吾等も亦た矛盾を忘れて隨喜感泣せん而已。

五 建碑の記

湊川の建碑に就て尤も普通世に知られ居るは、攝津名所圖繪の記する所なり、曰く。

楠正成墓。湊川二町計北、坂本村田圃の中に在り、初は唯一の塚のみにして塚上に松梅の二本の印あり、元祿四年水戸黃門光圀卿石碑を建させ給ふ、從士佐々助三郎奉行す、村老云此時不意に多くの武士來りて碑を爰に運送し、一夜の中に建られけると也、領主莊官なども知らずして何事にやと不審しけるとなり、漸く跡にて其事知れけるとかや、黃門卿の深き思慮ありける事にやと其後評しけるとなり、碑石の外に瓦葺方三間の雨露覆あり、其頃の領主青山播磨侯の造立なり、又街道の旁に標石あり、楠公墓と鐫す。

此記事大體に於て可なれども、少誤あり、碑の建立を元祿四年とするは誤にて五年也、雨露を青山氏の造立とするも誤にて、同時に水戸家より建てられし也、一夜の中に建立せしと云ふも、事實に差へり、この事は後に記する所あるべし。

義公建碑に就て水戸に於ける義公傳の著者の記する所左の如し。

西山遺事。

元祿五年壬申八月、攝州湊川へ佐々助三郎良峯宗惇をして楠正成の墓を御修復有て、碑をたて石をたゞみ墳を建てさせ給ふ、其高さ五尺徑一丈、碑面は御自筆にて、「嗚呼忠臣楠公墓」と遊しける碑陰は舜水先生兼て撰みおかれたる讃を御彫せ、其側にて田島を調へ給ひて、高殿寺の僧千殿に付き給うて、永く香火の料に備へ給ふ。

義公行實。

義公嘗嘆、我邦古碑、無古於奈須國造碑、而顛廢殆滅、忠義無忠於楠河州、而墓表未勅、先是既修國造碑、爲置守塚、至是建正成碑。

桃源遺事。

元祿五年壬申八月攝州湊川へ佐々助三郎宗惇を遣され楠正成の墓を御修復被成碑を立て石を疊み壇をなし給ふ、其高さ五尺徑一丈碑面には西山公御自筆にて「嗚呼忠臣楠公墓」と遊され碑陰

には舜水嘗て撰みおかれ候養を御彫せ且又碑亭を御つくらせ候、元は墓印に梅の古木の有之候しを其梅をば碑御建候節醫王山廣嚴法勝寺の本堂の側へ御移し被成候、此時御年六十五。右にて其一斑を知るべし。

六 経過の一般

左れど義公の建碑計畫は此時一旦に成りしに非ずして、其志望久しき以前よりあり、而して宗家を憚るの念と、其地他領に屬するを以て、在再日を送りしも、其臣鶴飼金平を通じて、夙くより廣嚴寺住職千巖和尚との間に默契ありしものゝ如し、左の書は以て之を徴すべし。
廣嚴寺住僧千巖より鶴飼金平へ贈る。

楠正成公碑銘は、御大名御建立被成可被下之由先年被仰候、共時分一兩所より楠氏墓所見苦敷候間石塔坏も改申度由御座候得共、貴様必無用之由被仰候に付其段申聞望之衆も念を止于今右之通に見苦敷候、拙者存命之内楠氏石碑御立被下候者忝仕合に御座候間可成儀に候者近内碑御建立被下候様に御取持奉頼候、此義に付拙者其御地へ罷下貴様迄御願申候而可然思召候者御報次第參府可仕候、乍去拙僧老衰行歩不自由且又路料等も難調彼此難儀に候間、於其許貴様別而御肝煎被成石碑御立被下候様に幾重にも奉願候。
一此僧正月廿日頃迄御地に逗留可仕候間委御報に可被仰下候奉待候。

一其外御用も御座候者芝に而金地院へ御狀被遣候得者日々便宜有之、此方へ儘に相達申候南禪寺大休和尚去去年入院化儀殘處も無之候、拙者式大悅被察被成可被下候、猶期後來之時候恐惶謹言。

兵庫

廣嚴寺

元祿三年庚午

極月十七日

宗設花押

(同四年辛未正月來)

鶴飼金平様

人々御中

猶以碑銘之儀近々成就仕候様に奉願候、愚拙存生之内出來候得者永々代迄本望不過之候、幾重にも御取合奉願候、此便宜御様子委被仰聞可被下候、貴様御下以後拙者何方へも不能出日々傾耳吉左右奉待候、彌首尾成就候様に奉頼候以上(水戸彰考館藏)

右書中云ふ所に據れば、此時分一二篇志の者より建碑申込ありしも、千巖和尚は前約に依りて之を拒絶し、偏に水戸の成功を希望せり、而して老齡頽然餘命幾何もなきを以て、生前必ず其素志を遂げんことを望み、切々として之を訴ふ、辭意懇到、此書誘因をなし急轉直下の勢を以て建碑は其成

就を見るに到れり。

鵜飼より佐々助三郎(宗淳)に通じ、宗淳よりは具體的計畫の通牒を發送するの運びに到り、鵜飼より更に之を千巖和尚に通じて、建碑はいよく實現せらるべくなりぬ。

鵜飼金平鍊齋と稱す、山崎闇齋門人にして、尤も早く義公に仕へ、俊才を以て其知遇を得、後彰考館編修となる、崎門の士潜鋒觀瀾の諸士水府に入る、實に彼が先容を爲すに依る、これ又た楠公碑史上忘る可らざるの一人也。

佐々宗淳より鵜飼に答ふる書。

彌御無事に御勤被成候哉承度奉存候、拙子無事日夜勤申候間御心易候、扱は廣嚴寺より之書中備黃門様之御覽申候處、楠公之碑之事多年之御願望に御座候間是非御建立可被成候と被思召候、但只今御隠居之御身と申世間江御遠慮も有之候間、廣嚴寺之住持自分之建立に被致候は、費用は何程も此方より可被遣候、墓の四方一間四方、高さ三尺程に切石にてたゝみ上げ上に青石を磨き候て碑を御建可被成候、碑面には楠公之官銜御姓名を御しるし碑陰に少々御文章御彫可被成と被思召候、先ケ様の御好の事はとくと未極候、此方より費用被遣候而住持建立被成候様に可被成との段を早々御自分より可被仰遣候、とりぐ誰に而も一人不被遣候而は難成候はんと存候、其御心得候而可被仰遣候、恐惶謹言。

元祿辛未(四年)

佐々助三郎

二月十二日

宗淳花押

鵜飼金平様

人々御中

追而廣嚴江之返事早々可仰遣之候、廣嚴之書狀令返納申候以上(廣嚴寺藏)

其後の経過は左の文にて之を知るを得べし。

廣嚴寺住職千巖和尚楠公墓碑記。

水戸黃門公様より楠正成公墓に小石碑を可有建立之由、官僚鵜飼金平殿書簡元祿四年辛未二月二十三日到勢州朝熊嶽、予建立之資光院にて披見、依之歸坂本村廣嚴寺而返書相認鵜飼金兵衛殿へ遣之同年三月二十三日鵜飼氏より又書簡來る、彌石碑可有建立告報也、依之六月朔日子尼崎に到て(尼崎は坂本村領主なり)郡代天野八郎兵衛宅にて八郎兵衛に對面して曰く、水戸黃門公様より楠子の墓に小石碑を御建立可有之由申來候、依之先内分を物語仕此様子役人中御披露と申置歸廣嚴寺也。

元祿五年壬申六月二日水戸近臣佐々助三郎當寺に來楠公の墓を修し小石碑を可建之由黃門公被仰付候、依て下津に石工を被召寄可申付と被申に付、當國住吉へ人を遣す、石工權三郎と申者三

日來り助三郎殿權三郎對面して、龜碑の下段廻り一丈四方高さ五尺上壇廻り五尺四方高さ二尺五寸にして下壇之石八ツ上壇之石四ツ、上懸きにして切合銅之チキリをしげく入地震雷動にも石之切口あき不申候様にと被申付、權三郎備に請合住吉に歸、住吉の石工大勢寄合石をわり中切こしらへ舟にて神戸へ越す用意也、予住吉に行き或は一宿二宿或は立歸六七度、石の色等吟味を仕候、申五月地形を大形にして住吉石工に見せ置候、七月十九日住吉石工共に來て地形に石を入古石塔を下へ入神戸の濱より半十疋にて石を墓に引付石工三十五人掛り小屋をかけ石を切みがき八月上下壇共に成畢石工住吉に歸る、同十日京の石工五人佐々助三郎殿共に碑龜を持下り十二日上壇に上る。龜の下之上壇をほり靈鏡を收入、十三日助三郎殿石工共に還京也、八月十七日より先碑の廻りに猪垣を作るに大工十二人にて十月九日猪垣成就。

十月二日黃門公様より墓碑爲供養料白米二十俵並に白銀百枚奉拜納、先近隣之僧衆令招請齋會喫金等仕候而十月二十二日從大阪新三十石舟に乗上京して上長者町水戸様御用屋敷に到て佐々藤常祐に對面鶴岡金平殿迄碑成就供養等首尾能成畢之禮狀を進呈して歸寺。(光嚴寺藏)

七 名を元祿の靜謐に著す

右にて建碑の事一と先づ落着せしなり、恰も此時碑僅に運ばれて未だ封包さへ解かれざる内に、遊子の來りて之を見、之を記したるものあるぞ不思議なる、之を俳人椎本才磨とす。

湊川三四町此方に坂本と云は楠正成打死の處とこそ聞ゆれ、此頃新に墓石立ちて田と覺しき處を削り、石壇高く築きて里人鍬を取り坊僧等を携へて芝を伏せ砂を蒔く、最結構也、如何なる方より斯は有けるぞと問ふに更に言聞かせず、墓石も未だ打包みあれば其銘も見へず、奇なる哉正成命を延元の擾亂に没し、名を元祿の靜謐に著す。(椎の葉)

はし鷹や跡を算ぬる智仁勇

これより先き三年俳人芭蕉奥州に遊で、これも義公の手に依りて世に出されたる壺の碑を見て。つばのいしぶみは高六尺餘横三尺ばかり、苔をうがちて文字幽也云々、千歳の記念今眼前に古人の心を閱す行脚の一徳存命の悦び羈旅のつかれを忘れて涙もおつるばかり也。(奥の細道)

同じくこれ義公、同じくこれ俳人、東西相距る二百里、事の頗る相似たるも奇なりけり。當初の計畫にては、表に楠公の官位姓名を記し、碑陰に義公御文作あるべき筈なりしに、中頃變じて表面に『嗚呼忠臣楠子之墓』の御染筆ありて、碑陰には何も彫刻せぬ事となせし也、かくして一旦完成して臺石の上に登せられしもの、これ實に才磨が封皮の上より望み見て感嘆せしものこれ也、義公より千歳和尙に賜ひし左の文は此時のものなり。

寄攝津兵庫廣嚴寺千歳師書。

久聞喝雷轟耳、惟憾未遂披雲、明河之望、歌々依々、齋修楠子之荒墳、就請題碑面、予

冠以^ニ嗚呼^ニ二字、蓋^ニ倣^ニ延陵季子之例、當^レ耶不當、恐^レ後人之嘲、慄^レ不^レ少、非^ニ師^ニ了^レ了、誰^ニ肉^ニ千載之枯骨^ニ乎、曷^ニ勝^ニ感激^ニ之至、遑^レ近^レ何日、渴^レ塵^ニ萬斛、不^レ宜^ニ常山文集

八 碑陰の銘

かくて八月十二日碑石立ち、十月九日猪垣成りて一旦完了せし建碑は、又た模様代へとなりて碑陰に朱舜水の文の刻せらるべく定めぬ、此事に就て宗淳の状あり、能く事情を知るに足る。碑陰の文彫刻の事に就ての状。

本月三日之御狀致拜見候大君益御萬福之由恐悦之到奉存候。

一頃日文恭文集御閱覽被遊候處楠公贊御熱覽被成候得者碑陰に彫申候而允當に被思召候、内々楠公碑陰に文無之候段御遺憾に被思召候處、此贊御見出し被遊殊外御喜色に御座候由、唐山大儒如此褒稱之文楠公も一入手柄成事に御座候、只今御彫せ被遊候ても少も障無之事に御座候、第一此文章相應に御座候得は大幸之事に御座候間於此元能書之者に書せ彫せ可申候由能書似合敷者も無之候は、宗淳手跡にても不苦候間、筆ぶとに深く彫付漫滅不仕候様に可仕候旨、逐一奉得其意、扱々并躍之到たとへ可申様も無御座候、則楠公之贊御寫被遺憾に請取申候。

一筆者之事此元に而せんさく仕候處碑文之字書申候事は元春と申者に似申たる者も無之候、京都近邊に新碑十四五基御座候、其内元春書申候碑四基御座候、いづれの碑よりも見事に御座候、

但泉涌寺に本多三彌殿の碑御座候、是は元發書申候故すぐれ候而見事に御座候、元發書申候碑に次申候而者元春に而候、元春事拙者久々目を掛申候者に御座候間随分精出し書申候様に申候間かかせ可申と奉存候(下略)。

十月十八日

佐々助三郎

宗淳花押

安積覺兵衛様

中村新八様

御報

(水戸彰考館藏)

最初の計畫は前にも記する如く、背に義公の文を刻する筈なりしも、模様替へとなりて表に義公御染筆の八字を刻して背銘を省けり、「嗚呼忠臣楠子之墓」の文字は、其範を孔子の筆と傳へらるゝ延陵季子の墓表に「嗚呼有吳君子延陵之墓」とあるに採りし也。

右にて一旦建碑、終りしも、碑陰に刻なくては吾も人も何となく物足らぬ様に思ひけん、宗淳状中に「内々楠公碑陰に文無之候段御遺憾に被思召候」とあるは、能く義公當時の感を云ひ顯はせるものと云ふべし。

其碑面の八字は薄き紙に御みづから筆を染て遣されけり、碑陰には曾て舜水先生のかゝれし正成齋像の賛辭を刻まれたり、後の二行は西山公の御筆なり。

右に云へる碑陰の銘の後の二行は西山公御筆と云へるは、西山公御撰文と云へる意味にて、筆者は元春(岡本氏)一筆なり。

舜水の日本に來りて始て知りし偉人は、實に楠公なりとす、その身を以て國に許すの精忠は、實に彼の理想とする處に合す、こゝを以て生前好で楠公のために賛す、今文集收むる所三、これ實にその中の一なり、舜水我に在る二十三年、その身死して更に十年にして其作隔世知己の碑陰に刻せらる、安積瀧泊は跋今井魯齋弔楠公文中に、然れども文恭舜水をして世に在らしめ、碑文を作爲せしめば、則ち揄揚闡明殆ど亦此に止まらず、二の慨すべき也と云へり、これ實に望外の望なり、佐々宗淳狀中に義公の意を述べて、頃日文恭文集御覽被遊候處、楠公賛御熱覽被成候得者、碑陰に彫申候而允當に被思召候とある、能く義公常事の意を得たるものと信す。

かくて一旦建てられたる碑は再び取下され、十一月二十一日より彫刻に取掛り一ヶ月にて完成す、楠公の忠、義公の義、舜水の文、天地の間一ありて二なき此三絶は、斯くの如くして漸くに完成されし也。

左の文は此間の經過を知るに足る。

廣嚴寺住職千巖和尚楠公墓碑記(つづき)。

十一月十九日佐々助三郎岡村元春石工六人京より下り元春碑陰の賛を膠同月二十四日助三郎元春歸京。

十一月二十二日より石工碑陰の賛を彫り十二月二十一日成畢二十三日石工六人京に還る。

(本書此下水戸の施金を得て碑亭及び諸堂建立の事を記す、今略す、但碑亭及諸堂建立の節は住職尼崎藩郡代へ届け藩主青山播磨守よりは其由大阪寺社奉行へ申入又住職よりも口上書を以て明細に届出たり)。

九夜湧出

上記する所、以て略す建碑の有様を見るに足るべし、此事多く世に知られず、獨り攝津名所圖繪の記事入口に膾炙すれば、世人は此碑一夜忽然湧き出でしと信じ居る也、一夜湧出の説或る意味に於て此碑の建立を説明すべき面白き謎なれど之を事實と見るは誤れり。

既に前掲の文書にて知らるゝ如く、元祿四年三月二十三日千巖和尚は、いよ／＼建碑の通知を受け、直に領主青山氏の郡代へ内分物語りし置けり越へて明年六月佐々宗淳來りて建碑の事いよ／＼實行の運びとなり、七月十九日に礎石を据え、八月十日に碑を立て、同十七日に猪垣を作り、十月

三日更に碑陰文を刻するの命あり、越えて十二月二十一日其事全く結了す。かくして多年の宿題たりし、而して日本國の存せん限り萬古にゆるぎなき、更に後來幾多の詩人を惱殺せしめし、其形の小さくして、其意味の絶大なる楠公の碑は成れり。

攝津名所圖繪に記せる一夜湧出の説は、其事實に於て誤れり、神戸の濱より牛十匹を以て石を運び石工三十五人小屋掛にて礎石の据付に掛る、事豈に隱密ならんや、左れど事實を離れたる意味に於て圖繪の言は半面の眞理を有す、正常の手續よりすれば寺社奉行又は老中へ伺濟の上着手せざる可らざるに、今其事なく無斷に敢行せしは、水戸にては廣嚴寺の事業とし、當局にては義公の關係あるより黙認し、四方八方見て見ぬ振にて事濟となりし也、左れば之を一夜湧出と云ふは尤も巧妙なる傳説なりと謂ふべし、これ實に封建制度の妙處なり、而して實にこれ規則づくめ、議論づくめ、手續づくめの形式的文明人の夢想し得ざる妙處なり。

かくの如くにして建碑は成れり、碑成て數年水戸の儒臣來りて之を吊し之を記す、これを三宅觀瀾とす、先哲叢談に、觀瀾嘗て拜楠氏之墓の文を作る、義公嘆稱召して國史編修總裁となすと云へるは、頗る事の先後を混じたるものなれども、其著に中興鑑言あり、是れ又た頗る付楠公黨の一人なり、曰く。

丙子之秋緝明如播州、道經兵庫、繫舟登岸、往訪其碑所在、則重獻杳冥、平野草莽之間、

巍然特立、題曰嗚呼忠臣楠子之墓、此乃水戸相公所建、以改觀當時垂跡不朽、功亦偉矣、予低徊不能去。

一從廟算、失元勳、海自蒼茫山自紛、當日臣軀唯粉碎、後來皇統遂瓜分、血凝地上青々草、怨透嵒巔漠々雲、獨有違心懷故國、依然南向岳王墳。(觀瀾文集)

丙午は元祿九年にして、實に建碑後四年なりとす、而して益軒が榛蕪蕪穢と記せし寛文四年よりは三十二年、平野草莽之間、巍然特立の碑を観る、豈快ならずや。

碑成るの歳、省庵七十一、益軒六十三、共に健在にして之を観る、その雀躍想見すべきなり。

(付記)

碑。

碑石、和泉石、色青、堅三尺八寸、横一尺六寸、厚一尺五寸。

其下に龜趺あり、石川石にして厚六寸、幅二尺、長三尺、

龜趺は龜にあらず、最龜にして九龍の一也と云ふ、水戸に於ける義公及舜水の墓も此式也。

龜の下を穿ちて、圓鏡を黒塗の箱に入れて之を納む、銘に、楠正成靈、源光圀造之とあり。

中坦、御影石、色白、堅二尺、幅五尺四寸方。

下垣、御影石、色白、堅五尺、幅一丈方、
兵庫名所圖繪に、土臺の下の地をほりて石棺をうつむ、其棺中に亘一尺二寸の圓鏡をおさむ云々
とあり此説世に弘まりけん。河内名所圖會歡心寺正成首塚の條に。

元祿四年水戸黃門光圀卿從士佐々助三郎に命じ、土地を穿ちて石棺を埋め、棺中に圓鏡を收め、
補正成靈源光圀造立と記し、其上に石碑を立て銘文を鐫す、尤正成朝臣の徳を頌すといへども、
古墳は荒廢すれども身軀を埋むの地なりしを、是を穿ち遺體の朽ちを去て、無用の石棺を埋む事
本意にあらず云々。

これ實に有理なる非難なり、左れど事實は左にあらずして、龜趺の下に靈鏡を納めしなり、此事今
猶誤解し居る人多し、特に世人の注意を望む。

十 墳上一株梅

終りに廣嚴寺乃ち俗稱楠寺に就て一言せん、楠寺は其實楠寺にあらずして、却て正面の敷たる赤
松寺たりし事は前既に之を云へり、左れど何時の頃よりか赤松寺は楠寺と成れり。宗淳元祿五年六
月に正成の位牌を此寺に得、此物古色蒼然近代の製作にあらずといへば、之を偽作なる明極行狀の
文意の流布本太平記に混入せしに思ひ合せて、松の楠に化せし年代は頗る古きもの、如し、況や于

嚴和尚が建碑に盡せし功や大なり、赤松寺は今や楠寺として認定する可なり。

こゝにも一つの懐かしき遺物は殘存せり。

益軒が嘗て楠公の墓を過りし時、悲風蕭々、春草青々の中に松梅二樹あり、以て墓標となり居り
しと云ふ、而して彼は古墓犁れて田となり、松梅摧けて薪とならん日のあらんを悲めり、爾來星霜
幾年建碑の企ありし比は、千歳と契りし松は早く既に枯れて、塚上一株の梅、孤影寂しく立ちし
のみ、此一株の梅を實にこれ大和魂の權化たる香骨を虐風苦雨の間に護りて其處を榜示せし唯一の天
恵物たりき。

予等は此一株の梅に向て特に其恩を記せざる可らず。

別格官幣社は人臣の功烈を表彰する至高の祭壇なり、藤原鎌足を筆頭とし、三條實萬を後殿とし、
其數總て二十一、其内南朝古忠臣八、中に就て近畿に在りて吾が昨春の行往て之に詣せしもの四、
曰く湊川楠公、阿倍野北畠公、四條暁小楠公、伊勢津結城公これなり、而して後三者は其墳墓に就
いて皆異議あり、北畠顯家卿の墓は阿倍野に在るものは偽物にして、四里を隔てたる泉州石津のも
の眞なりとし、結城宗廣公の墓は津に在るもの偽物にして四里を隔てたる山田の吹上村のもの眞な
りとし、此二者は略々史界の定論となれり、而して小楠公の墓に到りては紛々未だ決せざるも又た
頗る異議あり、埋骨の地と祀靈の場と各別なるも事に於て害なしといへども、成るべくんば同一地

に在りて何等一點の暗雲なきに如くはなし。

此内に在りて獨り楠公の墓に就ては、古來何等一點の異論なし、これ實に若箇一株の梅が苦節の功也、つれなく枯れし松に比して、飛梅ならぬ老ひ樹の香りぞなつかしき。

知らず此梅の落着如何。

桃源遺事に曰く。

元は墓印に梅の古木の有之候ひしを、其梅をば碑御建候節醫王山廣嚴法勝寺の本堂の側へ御移し被成候。

去て之を廣嚴寺に探るに一碑あり。

此梅元有楠公墳上。

水戸黃門公立碑之時、移_レ裁諸廣嚴寺庭中云、故湊山老禪師、恐後世人不知_レ其故事、而使_レ予

記_レ焉、時文政癸未秋九月也。

江戸 龍山藤堂良道子基。

楠公墳上一株梅、元祿年間此處裁、精忠猶守當時節、歳々南枝向_レ日開。

天保四年癸己春正月二十五日、立_レ石于梅樹之旁、此日也、天朗氣清、梅花更芳、筆研此潤、欣然敬題石。

十一 楠公と義公

義公夫れ眞に楠公の再生なる哉、千秋の遺恨を吞で湊川に殉し、之と共に建武の中興を雲煙に化せしめたる楠公の遺志は、湊川建碑と大日本史の撰修とに依りて遺憾なく繼承せられたり、公が捉封三分一の經費を投じて史局を小石川の邸に置きしは實に明曆三年にして、湊川建碑の前三十六年なり、昂然として曰く、「我れ一家言を輯成す、皇統を正闡するがために、天下後世我を罪するものあるも、大義の存する所我豈曲筆せむや」と拮据二十五年初稿成りて意に滿たず、更に重修を企てたるの後十八年、湊川建碑の後八年にして、畢生の心血未だ完成せずして薨す、薨後十五年史成り、後五年之を幕府と朝廷とに奉るも、忌諱に觸れて公行を禁せられ、大日本史の世に出づる更に百年を待たざる可らず、寛政の初年に於ける澤元愷の漫遊文艸に、余東行有_三願_一と云ひ而して其一を、願往_二水戸_一閱_レ史とす、其名の宣傳して其書の容易に見るを得ざりしの状態ふべし。

此意味に於て義公亦楠公と同じく遺憾を吞で世に即けり、しかも遺臣澹泊が「春秋之義、尊王爲_レ大、尊王所以開_二太平之基_一、而義公肅公之訓誨蒙士也(烈祖成蹟序)湊川建碑は實に尊王の大義を具體的に世人に宣傳し、以て建武中興に繼ぐに明治維新を以てしたるの指道標なり、憾みず大日本史の百年埋没したるを、詩人が官道自有_三隨淚碑_小と歌ひたる此一片石は、絶えず正義の氣を湊川の一角より、日本全國に吐きつゝありし也。

此一片石實にこれ楠公と義公と、そして舜水との魂魄の寓する所。
或は謂ふを得べし、此小なる一片石は、或る意味に於て大日本史の大よりも大なりと。

(附録) 楠公墓勘定書

請取申金銀之事。

一銀一貫五百四拾三匁分五厘
内銀八百三拾匁

石屋 仁左衛門

碑石龜之代

銀百三拾五匁

是は京都より兵庫迄石神運送并包物又石切二十四人にて碑を壇上へ建候代。

銀五百六十三匁

是は碑陰の文字彫申に付碑を壇上よりおろし申手間銀并文字彫申代銀共。

銀拾五匁貳分五厘

是は御用に付石屋仁左衛門を京都より南郡へ呼候に付遣申候。

一金壹分

是は石銀出来申に付爲祝儀遣申候。

一銀七貫八百八拾六匁

内銀七貫五百七十六匁

石屋 仁左衛門

石屋 權三郎

墓石檀之代。

銀三百拾匁

是は墓廻りに石を敷其上に構仕候に付敷石代。

石屋 權三郎

一金壹分

是は墓の壇出来申に付爲祝儀遣申候。

一銀貳拾四匁

但願のちぎり四節爲致候代一箇につき銀五匁六分つゝ是は墓の石壇にちぎり入用に付爲致候。

一銀三百九拾四匁七分

銀三百七拾貳匁貳分

是は墓廻り四方に構仕候に付材木調候代。

銀貳拾匁五分

是は墓廻りに構爲致候に付釘カスガイ錠調候代。

一銀五匁三分

是は釘不足に付於兵庫に相調候代。

一銀百四拾九匁六分

但大工六十八人の作新なり一人に付銀二匁二分宛、是は墓廻りに構爲致候に付履の代。

一銀五拾八匁

是は構の内に敷候栗石九十駄君調申代。

一銀三拾貳匁五分

日用貳拾八人一人に付貳匁一分つゝ木引一人此代一匁七分也。

兵庫カヤヤ 仁 右 衛 門

兵 庫 久 左 衛 門

是は權爲致候節又は粟石等數申候に付願申代。

一銀三十匁

是は墓誌圓鏡一面爲仕候代。

一銀四匁五分

是は圓鏡の箱ヌラセ候代。

一銀貳拾五匁

是は補正成墓御修葺の子細を具に書記廣慶寺へ遣し候に付寄進帳一冊仕立させ候代。

一銀六匁八分

是は右の寄進帳入候桐箱一ツミセ井ぬらせ代共。

一銀四拾三匁

是は補正成御修葺記を清書仕候に付遣す。

一銀百貳拾九匁

是は碑陰の文字書申候に付爲鑑資報遣申候。

一金貳分

是は右の御用に付京都より兵庫迄下り候路費として遣申候。

一銀貳拾匁

唐盤一挺の代。

一銀參拾貳匁七分

是は石碑の文字に墨入申候に付調候代。

補正成記一卷仕立代等。

鏡師 田中伊賀

塗師 五兵衛

院の經師 久米之介

さし物屋 喜兵衛

棟村 源七

岡村 元春

岡村 元春

唐本屋 善五郎

銀拾八匁四分五厘

是は繪絹一丈五尺四寸の代。

銀貳拾五分

是は右の絹にうら打爲致候紙井にうら打手間代共。

銀三匁五分五厘

純子一尺貳寸五分の代。

但補公記巻物の表紙に成る。

銀八匁

但内神の金砂粉并表紙うら打手間又は袖等の代。

一銀貳拾八匁五分三厘

是は墓修造に付墓廻りの田をフミアラシ申候故田の損料として遣申候。

一銀八拾六匁

是は兵庫へ罷下り墓修造の事色々肝煎申に付遣申候。

一銀百三拾三匁

是は度々廣慶寺へ參り候て數日逗留馳走にまかりなり候に付禮として遣申候。

一金三分

是は墓修造の事に付色々肝煎申候に付遣申候。

一金三分

右同斷

一金三分

坂本村庄屋 庄右衛門

大坂屋 本屋清三郎

攝州 廣慶寺

廣慶寺 文藏主

廣慶寺 弟子 藏主

坂本村 寄四郎 太夫

一金三分 坂本村平寄 新 右 衛 門
坂本村庄屋 庄 右 衛 門

一銀拾四匁五分

右三人墓修造の事并に田地フミアラシの儀に付色々肝煎申候に付遺申候。

一銀五分

是は御用に付大坂より兵庫へ飛脚兩度遣し候に付兩度の飛脚代。

一銀四兩三分

是は小判五兩於兵庫小口に兩替仕候切也但小判一兩に付二分づゝに付切替也。

銀拾貫八百九拾六匁八分八厘

金にノ百七拾八兩二分銀八匁三分八厘

兩替六十一匁カニ

二口ノ金百八拾三兩一分銀八匁三分八厘

右は補正成墓碑御修造可被遊由。

黄門權仰被出候に付右之墓碑於攝州兵庫建させ申入金銀請取申候右之入用に相調候品々之買上手形御用

部屋江納申候仍如件。

元禄六年四月十二月

國分利兵衛殿

波邊與次右衛門殿

笠井彦太夫殿

佐々木三郎判

水村權右衛門印

内藤宗印次郎

海野友右衛門印

朱舜水と安東省庵

國 府 犀 東

道義の交などといふことは、昔から随分聞く所であるが、しかし朱舜水と安東省庵との間柄ほど、義理を重んじた、師弟の交といふものも、多くは例のないことであらう。若し所謂道義の交といふもの、活きた實例を求めるといふならば、舜水と省庵との間柄が即ち其一番見事なもの、一つであらう。もとく舜水其人は、條道ちの立つた、はつきりとした學問の立て方をした人であつたが、省庵といふ人も、随分氣味のよいほど心持ちのよい人物であつた。竹を眞二つに割つたやうな氣象の男であつたやうである。一方に舜水は、義理を貫くことが中々に嚴正で、自分の師匠であつた吳鍾巒や朱永佑などにさへも、道義の事にかけては、決して許さぬほどの人物であつた。であるから鄭成功などが舟山島の朝廷を擁して日本へ援兵を乞ひに來たり、或は時々清朝の軍隊を襲撃したりして居るのを見ても、決して許さない。あれは一時の快を取るだけの事で、目的も明室再造といふほど大きくないから、いはゞ海賊同様に清朝から見られて居る位の事であるといつて、一向に感服も何にもしない。舜水が此の如き見識の高い、道義を以て眞に自から任じて居る所の人物であるの

に、一方省庵の方も、これまた尋常の侍ではなかつた。

二

省庵の家柄は、柳川藩でも相當な名門であつた。殊に徳川の初期で、士風のまだ盛んな頃でもあつたが、わけて柳川藩は立花道雪みたやうな、義理一本槍の武將が出た藩であるから、矢張省庵のやうな氣紺氣な男が出たのであらう。寛永十四年の秋、天草の一揆が起つたので、幕府から西國の諸大名に言付けて討伐をやらせた。其時藩主の忠茂も江戸を發足せられた。省庵は此時年十六、少瘡をやんで病の牀について居つたが、カツバとばかりに蹶起して従軍をした。隠居殿さんの宗茂などは、此事を聞いてヒドク心配した。戦地に往つてから、瘡毒がヒドクなつて膿血が飛び出すやら、手も足も自由動かぬといふ難儀な身體になつた。しかし是位の事に閉口するやうな男ではない。であるから人の止めるのを聞き入れ、従者に扶けられながらも甲冑を著し、それから軍奉行に一應断はつて、「正式の列に入ることが出来ぬから、先き手へ勝手に進むことを許して呉れ」といつて願ひ置き、さうして竹の束に身を寄せながら、敵塞として夜中の突進をした。眞先には往つたが、途中で倒れた。夜中の事でもあり、後から来た軍隊が、其上を踏みちつて行つた。けれども中々に屈せない。又起き上つては進んだが、彈丸が雨の如くに降つて来て、戦死者も少なくなつた。夜が明けてから引いて戻つたが、瘡毒が敗れて、省庵の左の脇が眞赤になつて居つた。其れ

を見て負傷をしたのだと皆んなが思つた位であつた。翌年二月にやつと最後の總攻撃にも、病がまだなほらぬのに突撃をやつて居る。元氣な負けぬ氣な男であつたことは、これでもよく分かるのである。

三

所が此の如き元氣もの、省庵と、義理の喧ましい舜水との取組であるから、其間柄が中々に非凡である。舜水の長崎へ来たのは、我正保四年に一度、慶安四年に一度、承應二年に一度、萬治元年に一度、同二年に一度、寛文元年が最後といふ風に、六度目で日本へ落著く事となつた。省庵が始めて舜水を知つた年は、少々不明確であるけれども、どうも承應二年であつたらしい。是の時は省庵が三十二歳である。さうして舜水が五度目に来た時、即ち省庵が三十九歳の年に、舜水へ詩を贈つて居る。「遠避胡塵來海東。凜然節出魯連雄。勵忠仗義仁人事。就利求安衆俗同。昔日名題九天上。多年身落四邊中。鵬程好去圖恢復。舟楫今乘萬里風」といふ詩がある。舟山島と長崎と、交趾や安南など、の間を、あちらへ行きこちらへ行きして、時には長崎や安南へ漂流したこともあつたのであるから、こんな詩を贈つて慰めたものであらう。情のこもつた詩である。但し此時は舜水が長崎から書面を寄越したので、こんな詩を贈つたものらしい。是の時舜水は在留の依頼をしやうと思つて、通事所へ書札を出したのであつたが、返答がなかつたので、本國へ引き返した。翌年

の萬治三年には、本國から長い懇ろな書面を省庵に寄越して居る。さうして明室が恢復せられたならば、貴國と親睦を結んで、「足下と玉帛の壇に相見え、聖賢傳心の秘を暢論しやう」といふことを言つて居る。

所が悲いことには、明室が此年に全く祀を絶つたのである。そこで其翌年の寛文元年には、とうとう日本へ落ち著くことに量見をきめたものと見えて、長崎へ渡つて來た。これが最後の長崎渡航であつたのである。長崎へ來ると、早速に書面で以て省庵を招いて。是の時藩主が江戸に居られたので、許しを受けないで藩外へ出ることも出来なかつたから、取敢へず省庵から書面を出して居る。

「私は嘗て文丞相天祥の「我亦東隨三煙霧」去。扶桑影裏看金輪」といふ詩を讀んで、慨歎して思つたところがあつた。もしも文丞相が來られたならば、之が爲めに執鞭の士となるのは、固より望む所である。しかし惜いことには、文丞相は同時代の人でないから、來られる譯がない。所へ今先生が來られた。これは定めし文丞相の意を繼いで來られたのであらう。幸ひ時を同うして居るのが、何よりの仕合せであるのに、御目に掛りに行けぬとあつては、齋に暮つて居りました事も全く書に描いた龍のやうなもので、本當の姿がまた拜まれないのである。」

といふやうな意味の書面を出して居る。これで以て見ると、是の時までは舜水との間に、書面の往復をやつて居つた丈で、まだ逢はなかつたやうである。

四

それから間もなく長崎へ往つて、舜水に逢つた、さうして遂に師弟の約を定めた。そこで日本に留まつて貰ふことにきめて、同志の人々と共に連署で以て、其旨を長崎奉行へ願ひ出でた。奉行も許して呉れたので、愈々長崎へ留るといふことにきまつた。舜水は永年あちらこちらと流浪の身になつて居つたので、最早や貯へともない。そこで省庵は一旦柳川へ歸つて、自分の藩から貰つて居る祿高の二百石(實米八十石)の半分だけを出せることにした。さうして長崎へ遣つて來て、それを舜水に差出した、所が舜水は、年祿の半分では多う過ぎて痛み入るといつて受けない。

すると省庵がいふには、「私は師匠として先生に事へるのである。古人は師匠を君と父とに並べて居る位であるから、師匠の爲めには、命もいらぬ筈である。して見れば祿位は何でもない事である。本來ならば、年祿を三つに割つて、三分の二を先生に差上げ、三分の一だけを自分が戴けば、それでよいのである。けれども却て之が爲めに心配をかけては濟まない。それで斯く半分だけを差上げた事にしたのである。先生は勿論不義の祿を受けられることはあるまい。ちやといつて私が心をこめた半分の祿が、正可に不義の祿でもありますまい。私は何事も人に及ばない。しかし物を差上げることなどには、心を盡して義理に違がはぬやうに務めて居る。是だけが人に勝つて居ると、自

分で思つて居る。若しこれを受けられなければ、私の真心を取つて下さらないといふものである」といつて、是非受けて下さいと頼んだ。

所が舜水は、どうも其れでは心が濟まぬからといつて受けやうとしなかつた。そこで省庵がいふには、「私こそ先生よりも豊かな生計をするのが、心に濟まぬのである。全く家ごとぐるみに差上げたい位である。けれども其れでは受けられまいと考へたから、半分だけを差上げることにしたのである。決して御心配は入りませぬ。私の先生を敬まふのも、名の爲めではない。先生の私を愛せられるのも、何も私事ではありません。たゞ斯學を明かにせんが爲めであるから、是非に受けて下さい」との事であつた。そこで舜水も然らば受けやうといふ事になつて、其れからは省庵の仕送りを受けて居つた。餘計でもない小祿を、半分だけ割いて自分の先生に差出して仕舞ふ。こんな思ひ切つた遣方といふものは、尋常の心掛けで出来る事ではない。

五

其れからといふものは、一方は長崎に居つて、一方は柳川に居るのであるから、書面で以て絶えず音信を通じて居つた。萬一出した書面が届かないのがあつて、其れがどちらへも分からのいふ事であつては困るといふ所から、雙方で約束をして、書面に一種の番號を付けた。其れには杜子美の詩を用ゐることにして、雙方が何れも一つの詩をこれにしようとして、其詩の一字づつを順次

た書面の番號に記して遣り取りをした。中々用意の周到なものであつた。さうして時々には、船を乗り出して柳川から長崎へ出向いた。それやこれやで教を承けて居ることも早や一年ばかりになつた。

所が寛文三年に、長崎の大火事があつて、市街の大部分が焼けて仕舞つた。長崎からの知らせによると、舜水先生も焼け出されになつて、皓臺寺の軒下に避難をされたが、風雨も凄くないほどで、盗賊にも逢はれるし、食べ物にも困つて居られるといふ事であつた。其れを聞いた省庵は、「さうであるか、其れこそまご／＼して居られない場合である。拙者が舜水先生に仕送りをして居る事は、誰れでも今は知つて居る。若しも先生が餓え死にでもせられやうものなら、何の面目があつて生きて居られやう。先生がさういふ有様ならば、拙者も是れから駆け付けて、御一所に餓死をしよう」といふので、早速に立ち上がつて、長崎へ駆け付けた。舜水の爲めには、全くの生命掛けである。さて著く間遅しと、長崎へ来て見た所が、幸ひ藁葺き小舎が出来て居つて、先生の書物や、大切な諸什物が、大抵安全であつた。やつとの事で一と安心をして、藁小舎の中へ一所に泊り込んで、何呉れとなく學問の事などを相談して、數日で暇を告げた。生命掛けでやつて来たのであるから、此數日間がどの位楽しい事であつたであらうか。斯る間に舜水のエライ事や、省庵の生命掛けで舜水を保護して居る事などが、我邦でも學者仲間の美談となつた。さうして舜水の名が、早くも水戸

黄門の耳に入つた。

九十六

六

其んな具合で、早や二年ほど経つた。すると今度は水戸黄門から使者が来て、舜水先生をお師匠さんにしたいといふ事であつた。舜水は中々義理堅い人であるから、「道の爲めになら行くが、祿がどうかうのといふやうな事なら、御免を被る」といふやうな調子で、天下の副將軍といはれた水戸黄門の使者でも何でも、一向御構ひがない。水戸黄門もいよく舜水の人となりに敬服せられて、是非にといふ事になつた。舜水も一量見ではきめられないといつて、早速に省庵を始め、門生や知人達を集めて評議をした。何れも水戸黄門の所へ行かれるのは、道の爲めに賀すべき事であるといつたので、愈々江戸の方へ發足する事になつた。そこで舜水は、途すがら柳川へ立ち寄つて、省庵の宅に泊つた。

江戸に行つてからは、水戸黄門の師匠といふやうな格で、大變に優待をせられた。省庵は今や天涯を隔て、居るやうな事になつたので、是れまで通りに書面の往復も出来ない。又今では副將軍と仰がれる水戸黄門の御師匠さまやから、寒さ暑さなどを問ふやうな無用の書面で、さう度々先生の手敷を煩はしても濟まないといふ所から、遠慮をして今ではどうかすると一年に一度位しか音づれをしなかつた。しかし舜水の方では、これまで眞の骨身も及ばぬほどの親切を盡くして呉れた省

庵の事を、どうしても忘れられない。それであるから今は水戸黄門に大切にせられるやうな境遇になつて、豊かな身の上になつて見ると、何かに付けて省庵の事を思ひ出す。そこで時々金子を送つたり、拜領の衣服や反物などを送つて寄越された。すると省庵は、金子を返へして反物位だけを受取つた。さうして其心持ちを有り體に舜水へ申し送つた。

すると舜水は、中々黙つて居らない。なせ金子ぢやからといつて戻して寄越したといふ事を書面に書いて、以前の親切が忘れられないといふ事をこま／＼と書き送つて居る。「先年始めて遇つた時から、自分の祿を半分にして、拙者に仕送りをせられた。さうして自分は貧しい暮らしをしながら、安んじて道の爲めに勉めて居られた。是れは全く拙者を賢人である道義を守る人であると思られたからの事であらう。全體有道の人で、人から受けた恩義を忘れる者はない筈である。足下が忘れられるのは、それでよからう。しかし拙者が其れを忘れたとあつては、拙者が人でないといふ事になる。一體賢人といふものは、世の中に處して行くにも、勿論自分の事を量らなければならぬが、同時に又人の身の上をも思ひ遣らねばならない。足下は自分ばかり高潔な行ひをしたからといつて、それで濟むものではない。其れが爲めに拙者の方が、不都合な恩知らずといふ事になる。正可にさういふ考へで居らるゝ譯でもなからうし、又折角送つて遣つた物を返へして寄越したからとて、其れで高潔といふ譯でもあるまい。」といふのであつた。物の遣り取りにも、中々義理の穿鑿が喧まし

九十七

い。それでも省庵の方が、論語にある原憲が何かの事を引いて、金子を受けぬといふ譯を申送つた。そこで舜水も、省庵の志を動かすべからずと見て取つたから、それからといふものは、金子の代りに絹帛の反物を送るといふ事にした。

七

この金子の送り返へしに對する詰問状ともいふべき書狀の終りに、舜水が省庵の友誼を忘れられないといふ心持ちを、いかにも情を籠めて書いて居る。『先達でも水戸黄門が、御自分で調理をせられた膳部を頂戴した。同じ日に或る大名からも、珍らしい禽を贈られた。さうして或る學者の御殿醫者からも、見事な肴を貰つた。此嬉しい事が、一時に三つも一所に持ち込まれた。こんな事は、餘の人ならば、どんなに嬉しい事であつたらう。しかし拙者は、こんな時には、箸のつけやうもなかつたのである。門人の者が、それは又どういふ譯であるといつて怪んで問ふて呉れたが、拙者はただ別に譯もないといつて答へて置いた。しかし雨が降つたり風が吹いたりする日には、屹度省庵が今ごろどうして居るであらうかといつて思ひ出すし、何か忙しい事に出會つたとか、御馳走や何かになつたときにも、また屹度こんな御馳走を、省庵にも食べさせたいものであるといつて思ひ出すのである。いくら思ひ出しても、どうすることも出来ない。南の果てと北の空とであるから、いよ／＼懐しくて溜らない』といふ事をいつて居る。どの位省庵の事が懐かしくつて、忘れられなかつたものであらうか。

殊に舜水といふ人は、中々人に許さぬほど義理にかけては嚴格な人であつた。それであるから自分が師匠として居つた吳鍾巒や、朱永佑に對してさへ、是等の人との間柄は骨肉の愛であつて、『知己』ではないといつて居る。『随分親密な間柄の朋友もあるが、其れは艱難相助けたとか、一家子供の世話をして呉れたとかいふやうな間柄で、知己ではない。知己といふのは、普通御世辭に使はれて居るが、拙者は滅多に人に對して、足下は拙者の知己であるといつて許さない。たゞ少司馬であつた王翊と省庵とだけが、拙者の知己である。其外には敬愛を加へて居る人も多々ある。しかし知己といふべきだけの人は、今では足下一人である。』といつて居る。『知己』といふ二字を使ふにさへ、中々嚴格で喧ましい。王翊といふ人は、舟山島の朝廷に居つて、眞に明室の恢復を圖つて居つた人である。鄭成功や其外の人達のやうに、遠大の謀もなく、たゞ一時清朝に及向つて、忠義の名を揚げて居るといふやうな淺墓な人ではない。眞に王道を押立て、明の社稷を盛り返へさうとした人であつた。舜水は此王翊といふ人と一所に、日本の力を藉つて、本統の恢復策を立てやうとして居つたのである。舜水が第一回から二回、三回と長崎へ度々渡つて來たのは、實は王翊との計畫に基づいて、日本の援兵を乞ひに來たのであつた。しかし其志も遂げられぬ中に、舜水が丁度二度目の長崎渡航をやつて居つた時、其大事な王翊が、戦ひ敗れて擒となり、義を守つて屈せず、遂に

死んで仕舞つたのである。

八

王翊の死んだ日は分らないけれども、其事を聞き傳へた日が、八月十五日であつた所から、舜水は死ぬるまで八月十五夜の月を見ないで、其晩は王翊の爲めに泣き明かしたのである。かういふ「知己」があつたけれども、既に故人になつて居る。して見ると今生きて居る人では、「知己」といふ者は唯省庵一人であるといつてよいのである。此書面を省庵の所へやつて居るのは、舜水がまだ長崎に居つた時の事であるから、固よりまだ水戸黄門に抱へられない前の事であつた。しかし水戸黄門に抱へられるやうになつてからも、本統の知己を以て許して居つた人があつたかどうか。兎に角舜水が省庵の所へ送つた書面には、省庵の名を書いた下には、**屹度「知己」といふ二字を書いて、其れから舜水の名を書いてあつたといふ事である。**どの位省庵の人物を見抜いて、之に心を許して居つたかといふ事が、是でも明かである。

何でも舜水が、三度目か長崎へ渡つて来て、始めて省庵と知り合ひになつたときに、省庵の祿高が僅か二百石であるといふ事を聞いて、舜水は非常に失望をしたといふ事である。「折角援兵を借らうと思つて、日本へ遣つて来たけれども、日本では最早や世の中が萬事定まつて仕舞つて、諸大名も皆んな軍さ事を厭ひ切つて居るであらう。學問も人物も非凡である所の省庵でさへ、僅か二百

306950

石の祿を受けて居る位で、此上に驥足を展ぶるといふ餘地のないのを見ても、日本の實情がよく分かるのである」といつて歎息をしたといふ事である。これは單に柳川邊の父老が、口碑として傳へて居るだけの事に過ぎないけれども、實際舜水ちや所で、此位な事には氣も付いたであらうと思はれる。さうして省庵から文天祥の再來でもあるやうに、眞實の眞心から尊敬せられ、而かも二百石の祿を半分まで分けて、仕送りをせられて見れば、どうして省庵の意氣に感せずには居れやうか。省庵に許すに知己を以てしたのは、これは當り前であるといつてよからう。舜水は其時の事を思ひ出して、「此情此徳は、舉世のなき所にして、中華の未だ見ざる所、富家大室の能くし難き所にして、親戚骨肉の能くし難き所なり」といつて居る。省庵の人物は、此二百石の祿を半分分けて、師匠と崇めた舜水に差出して居る所に躍如として、現はれて居る。全く舜水の「知己」として不足のないほど、小氣味のよい男である。

九

省庵が「三忠傳」を著はして、平重盛、藤原藤房、並に楠正成の三忠臣を擇んだのは、一の見識である。しかしこれはまだ舜水が長崎へ渡らぬ以前の事で、僅か二十二歳を過ぎない時の事であつた。島原の役に従軍して還つてから、早くも念を仕祿に絶つて、親譲りの石高を返上し、さうして身を學問に委ねた。二百石の祿を貰つたのは其後の事であつた。さうして學問に身を委ねてから間もな

い頃には、此「三忠傳」を著はして居る。封建の制新たに定まつた頃には、西偏の地に居りながらも、一青年の身を以て、夙に朝廷へ對し奉り、眞に忠勤を抽んでた三忠臣を擇んで、其傳を立てたといふことは、一と通りの大膽さではない。舜水が明室の末路に際し、明帝國に永らく鍛へられた道義の精神を、我日本へ齎らして來やうとして居る時に、日本の方でも斯んな人物が、丁度跳へた様に準備せられて居つたといふのは、全く不思議な廻り合はせといはなければならぬ。

後に舜水の教を受けるやうになつてからも、何とかして楠公の精神を世に明かならしめやうとしたことは、舜水へ贈つた書面にもよく現はれて居る。果ては支那の儒式に倣うて、楠公に忠武といふ私諡を贈らうとしたこともある。さうして忠武といふ字が適當であるかどうか、又そんな私諡などをしても、道に違はぬか禮に背かぬかどうかといふ事について、舜水の教を乞うて居る。舜水は忠武といふ字が、最もよく楠公に當つて居るといふ事や、私諡を贈るといふ事が、幾らも先例のある事で、差支へのない事であるといふ事などを回答に及んで居る。日本に楠公を旌表した先鞭者は、實は此安東省庵であつたのである。後に水戸黃門が、「嗚呼忠臣楠子之墓」といふ石碑を立てられて、其碑陰に朱舜水の作つた、楠公題讚といふものを鐫り付けて居られるが、此楠公を旌表するといふ精神は、先づ以て西陲の一青年であつた安東省庵の魂に宿り、さうして其れが朱舜水の傳へて來た道義の精神と結び付いて、それが更に水戸黃門によりて大成されたといふ様な姿になつて居る。昨

年福岡縣の管内に、秋季大演習が舉行せられた際、風箏の西下があつて、幾多の忠魂義魄に、御贈位の難有い御沙汰があつた時、安東省庵にも從四位を贈られたのは、いふまでもなく此邊の大精神を御嘉納あつての事と推察し奉るのである。

十

湊川の楠公碑といへば、直ちに水戸黃門、朱舜水を聯想する。さうして朱舜水といへば、屹度安東省庵を思ひ出さずには居れない。支那歴史に北狄を逐ひ出して、純乎たる漢人の文華を咲かせた帝國が二つある。一は宋帝國で、一は明帝國である。宋帝國の魂は、北條時代に其帝國が亡びた當時、蘭溪や無學などの禪僧により、生きたまゝで我邦に傳へられて居る。文天祥の魂が、楠公に傳はつたといふ或る學者の憶斷にも、多少の眞理がないでもない。さうして明帝國の亡びたときには、明帝國の誇りであつた所の、先王の禮樂典章、其れに籠つた道義の精神、さうして國家危急の際に最も反撥力を示めすべき、尊王復古の精神といふものが、朱舜水によつて傳へられて居る。黄蘗の隱元や木菴や即非なども、此精神を傳へたことは傳へたであらうが、此等の影響よりも、朱舜水の感化といふものは、比較にならぬ程偉大なものであつた。其朱舜水をどうして日本へ引き留めたのは、誰れであつたか。安東省庵其人である。其人であるといふよりも、省庵の身體に充ちて居つた、勤王の精神と、道義の精神とが、朱舜水と同氣相感して、とうとう舜水を日本に引き留めた

のであらう。さうして其傳へて來た學術と精神とを、活き寫しに我邦へ扶殖したのであらう。今年は丁度、舜水が歸化してから、二百五十年目に當るといふ事である。さうして此四月十七日が、舜水の命日であるといふことである。乃で省庵との關係を荒増記した次第である。

明治四十五年五月三十日印刷
明治四十五年六月二日發行

非賣品

編纂者

朱舜水記念會

發行者

右代表者

安東守男

印刷者

中島藤太郎

印刷所

神田印刷所

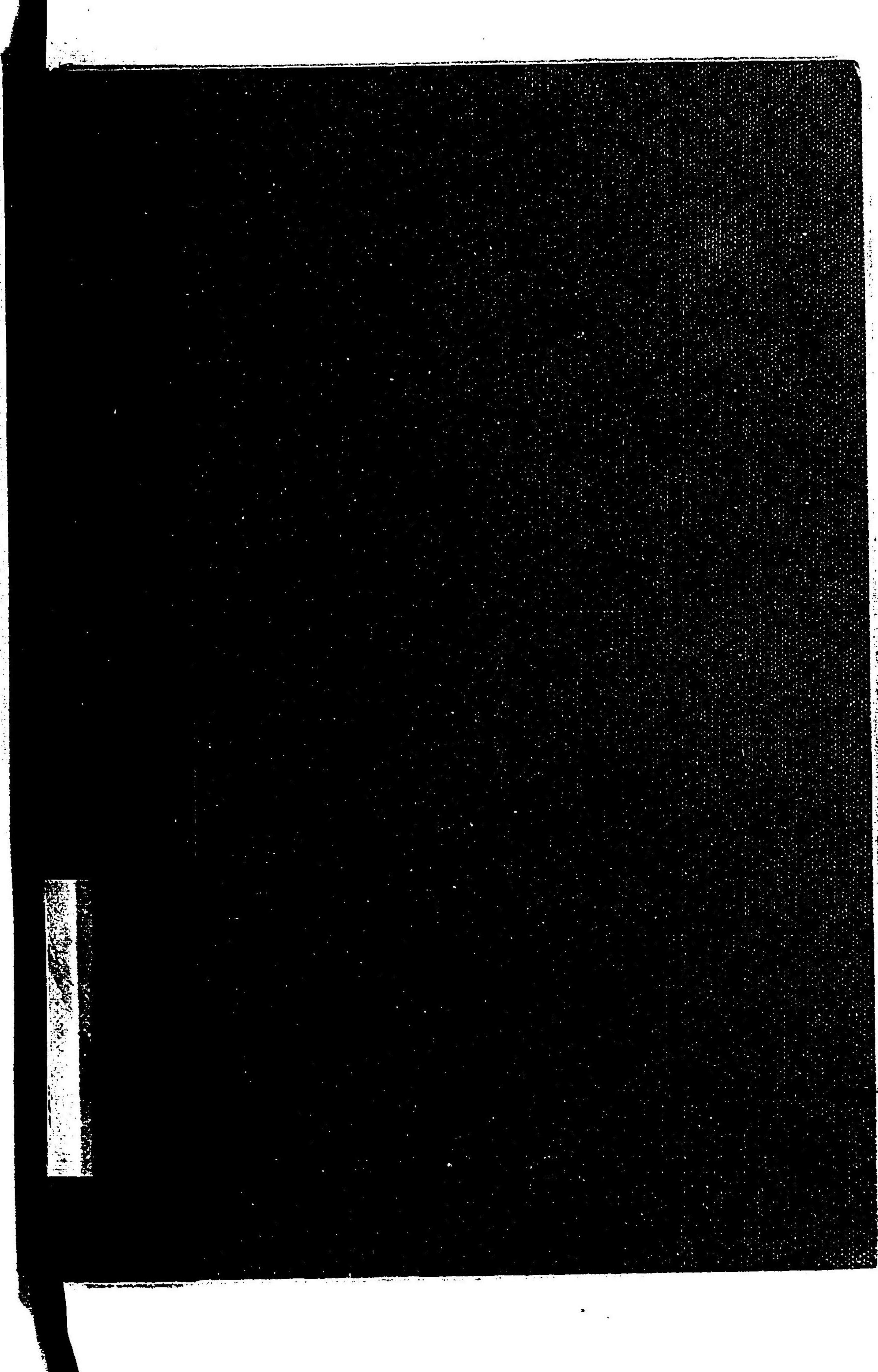
東京市神田區錦町三丁目一番地

發行所

東京市神田區一ツ橋通
帝國教育會内

朱舜水記念會事務所

IT-2J-63



289.2

Sy986S

007563-000-4

289.2-Sy986Ss

朱舜水

朱舜水記念会

M45

ACL-0016



289.2

Sy9865A

一般資料